

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第106回定例会・会議録

日 時 平成24年4月11日（水） 18:30～21:25

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 新野、池田、石坂、川口、佐藤（幸）、佐藤（直）、佐藤（正）、  
三宮、高桑、高橋（武）、高橋（優）、滝沢、竹内、武本（和）、  
田中、徳永、中沢、前田、吉野委員  
以上 19名

欠席委員 浅賀、伊比、大島、桑原、武本（昌）、渡辺委員  
以上 6名

その他出席者 原子力安全・保安院  
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 飯野所長 黒澤副所長  
吉村保安検査官 熊谷保安検査官  
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 磯部所長  
新潟県 須貝原子力安全対策課長 渋谷放射能対策課長  
熊倉原子力安全広報監 春日主任 石山主任  
柏崎市 内山危機管理監、駒野防災・原子力課長 関矢係長  
村山主任 野沢主任 樋口主事  
刈羽村 塚田総務課長 山崎主任  
東京電力（株）横村所長 長野副所長 新井副所長 嶋田副所長  
西田技術担当 村野技術総括部長  
黒木第二運転管理部燃料GM 武田土木第二GM  
佐野地域共生総括GM 椎貝地域共生総括G  
山本地域共生総括G  
（本店）石崎原子力・立地本部副本部長  
増井原子力耐震技術センター耐震調査GM  
ライター 吉川  
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事  
柴野職員 品田職員

## ◎事務局

4月から事務局におります須田と申しますが、よろしくお願ひいたします。

それでは資料の説明をさせていただきます。座らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず事務局のほうから小さな、「質問・意見等をお寄せください」という資料が1部あります。それから、「第106回定例会次第」があります。それから次に、「委員質問・意見等」。これは、先回の105回の定例会での受付分になります。次に、「前回定例会（3月7日）以降の原子力安全・保安院の動き」。それから、資料2「福島第一原子力発電所に関する対応状況」。次に資料3「文部科学省発表資料」。資料4「前回定例会におけるご質問に対する回答」。それから、横版になりますけれども「原子力発電所敷地周辺の活断層の連動に係る事業者意見に対する委員意見及び保安院の見解（第15回地震・津波意見聴取会）」。次に「地震によって起きたこと」。次に「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」。それから「判断基準に対する大飯発電所3、4号機の対応状況」、「審査の進捗状況」、それから、新潟県「前回定例会（平成24年3月7日）以降の行政の動き」。同じく新潟県の資料で、「委員質問・意見等への回答」それから、「前回定例会（平成24年3月7日）以降の主な動き」これは、資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所になっております。次に「委員質問・意見等への回答」柏崎市分と刈羽村分です。次に東京電力の資料で、「第106回「地域の会」定例会資料〔前回3／7以降の動き〕」。次に東京電力の資料で、「柏崎刈羽原子力発電所1，7号機安全性に関する総合評価（一次評価）における記載誤りについて」。最後になりますが「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」。以上であります。

そろっておりますでしょうか。不足などがございましたら事務局へお申し出ください。

それから、いつもお願ひしているところでありますが、携帯電話はスイッチをお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方で録音をされる場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいただき、自席でお願ひいたします。委員の皆様とオブザーバーの方はマイクをお使いになるときは、スイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第106回定例会を開催させていただきます。なお、浅賀委員さんが少し遅れるとの情報でありますので、よろしくお願ひいたします。会長さんから、進行のほう、よろしくお願ひいたします。

## ◎新野議長

では、106回の定例会を開かせていただきます。普通ですと、ここが年度当初になるところのオブザーバーの方がたくさんおいでになると思うのですが、私どもは今月が年度末の最後の1年の締めくくりの活動の月となっております。先回はお別れする方にごあいさついただいていたのですが、今回、新しい顔が幾つかお見えですので、その方たちに失礼ながら自己紹介を兼ねて、これから前回からの動きのご報告をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、東京電力さんからお願ひいたします。

## ◎長野副所長（東京電力）

それでは、東京電力の長野から前回以降の動きについてご説明をいたします。お手元の資料のほうをご覧いただきたいと思います。まず、不適合関係でございますが、公表区分Ⅲが4件ございました。内容は、計器の点検漏れが1件、けが人の発生が3件です。

計器の点検漏れについて、ご説明をいたします。3ページをご覧いただきたいと思います。号機は2、3、4号機でございます。計器の点検でございますが、点検長期計画というものを定めまして、それに基づき実施をしておりますが、2、3、4号機は中越沖地震後、停止期間が長期化していることから、平成21年8月に追加の点検・校正時期の目安を定めて実施することといたしました。しかしながら、その後、点検時期の定めた目安を過ぎた計器が多数確認されたということでございます。その数については中段の表にまとめてございます。

みずから定めたことを守れなかった、管理できなかったということで深く反省をしております。ご心配をおかけしております、まことに申しわけありません。なお、点検漏れの計器については、点検・校正を順次実施しております、健全性に問題がないこと、プラントの安全性に影響がないことを確認しております。

次にまいります。次に、発電所に係る情報の中から主なものをご説明をいたします。14ページをご覧いただきたいと思います。1、7号機のいわゆるストレステストの一次評価の報告書の関係でございますが、多数の記載誤りがあったということで、ご報告を既に申し上げておりますが、3月12日にその誤りを訂正をいたしまして、保安院のほうに再提出をしております。こちらについては後ほど少しお時間をいただいて、内容のご説明をさせていただきます。なお、記載誤りの正誤表、かなりのボリュームになるんですが、閲覧いただけるように事務局にお預けしてありますので、ご参照いただければと思います。

次に、25ページをご覧いただきたいと思います。6号機が3月26日から定期検査に入っております。これにより、当発電所の7基すべてが運転停止となっております。現在は定期検査工事のほか、津波対策工事でありますとか、2号機、4号機では耐震強化工事を行っているという状況でございます。

次に39ページをご覧いただきたいと思います。過去の定例会で何度かご報告をしている案件でございますが、使用済ハフニウムフラットチューブ型制御棒のひびの関係でございます。ひびが確認されたのは、7号機で使用していた71本のうち28本の制御棒でございます。いずれも安全上の問題はないひびでありました。ひびの原因と対策につきましては、42ページ以降にその概要について添付してございますので、ご参照いただければと思います。なお、当発電所では当該制御棒を4、5、7号機で計79本使用しておりましたが、既に別の型の制御棒に取りかえを行っております。

こちらの資料のご説明は以上でございます。

続いて、福島第一の状況につきまして、ご報告を申し上げます。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

東京電力本店の増井と申します。よろしくお願いたします。

それではお手元の、資料の確認の中で一番最後にご紹介のありましたA3の2枚ものの資料でございます。「東京電力（株）福島原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期のロードマップ進捗状況（概要版）」というものでございます。こちらは量

が多いものですから、図面を中心に簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1枚目の左側の下に格納容器の絵がございますけれども、1月に引き続きまして3月にこの格納容器の中に、これは福島第一の2号機でございますけれども、イメージスコープというものを入れまして、水の溜まりぐあい、内部を確認してございます。このイメージスコープというのは、ちょうど格納容器下半分が丸くなっているところの左側から灰色で少したれている部分でございます。

これは前回やったときは、このイメージスコープがあまり奥まで入れられずに、深いところが見られなかったんですけれども、今回相当深く入れたということで、確認ができてございます。その結果、上にイラストでかいてございますけれども、水深は約60センチ程度あるということが確認されております。

また、この絵には、溶融した燃料が下に落ちてつかっているような絵がございますけれども、この溶融した燃料そのものは見ることはできておりません。

下に写真が2枚ございますけれども、左側が水面の上部で右側が水中ということで、格納容器の内側の壁の面が確認されているところでございます。ちょっと溶融燃料そのものは確認することはできなかったんですけれども、格納容器の水面が確認されたことと、後ほどご紹介しますが、温度が一定程度、比較的安定的に保たれていることから、安定的に冷却がなされているものというふうに考えてございます。

次の右半分でございますけれども、図の4にモニタリングポストの環境改善の概要というものがございます。こちらはモニタリングポストを発電所の敷地の周辺にございますけれども、現在、森林の伐採、表土の除去、こういったものを行っておりまして、要は指示値を安定的により正確な値に囲んでいくような作業を行ってございます。

また、場所によっては非常に回りの線量を受けやすいものですから、下の絵にありますように両側に壁を立てて、回りの影響を受けないような形で測定をするということを行ってございます。

その下の次、図5と書いてある写真にまいりますけれども、こちらは3号機、4号機で現在継続的に原子炉建屋の上部のがれきの撤去をしているという写真でございます。

裏面にまいります。2枚目の左側でございますけれども、図6ということで、4号機の使用済燃料プールの中を右側の上に遠隔水中探査機ということでカメラがついているもの、これをプールの中を遊泳をさせまして内部の映像を確認してございます。実際に撮影された映像は下の3枚の写真でございます。例えば真ん中の絵なんかを見ていただきますと、がれきを確認をされてございます。

水の状態ですけれども、全般的にある程度透明度は確保されているということで、今後この作業を継続いたしまして、使用済燃料プールの中のがれきがどのような位置に、どれぐらいの量があるのかということを確認をいたしまして、最終的にはこれらを取り出して、そのうちに燃料をここから取り出していくということを行います。

次に、3/3ということで、最後の1枚にまいります。こちらでございますけれども、左半分に6枚のグラフがございます。左側の列が原子炉圧力容器の回りの温度でございます。右側の列がD/W雰囲気ということで、格納容器の内部だというふうにご理解いただければと思います。上から1号機、2号機、3号機ということで、合計2×3ということで6枚のグラフがございます。

全般的に、温度は安定的に推移をしているというふうに考えてございます。ですが、左側の原子炉圧力容器の中の回りの温度の上から2番目でございますけれども、ここで非常に温度が高くなったり低くなったりしているグラフがございますけれども、こちらに関しましては温度計が故障しているということで確認されてございますので、現在監視対象から外してございます。今後も継続的に監視を続ける予定としてございます。

最後に3/3の右側でございますけれども、これは1から3号機の格納容器から現在放出されている放射性セシウムの放出量でございます。だんだん下がってきている姿が見えるかと思っておりますけれども、3月の評価値が上の段落に書いてございますけれども、1から3号機合計で約0.1億ベクレルということになります。これは前月とほぼ同じ程度の値でございます。これによる敷地境界の被ばく線量というのは0.02mSv/年ということでございます。

本資料については以上でございます。

◎長野副所長（東京電力）

続いて、ストレステストの動きについてご説明をいたします。

◎村野技術総括部長（東京電力）

発電所の村野と申します。よろしく申し上げます。

お手元に「柏崎刈羽原子力発電所1、7号機安全性に関する総合評価（一次評価）における記載誤りについて」という資料をお配りをしてございます。1ページから説明をさせていただきます。

これまでの経緯ということでございますが、まず本年の1月16日に1号機と7号機の一次評価の報告書を提出させていただきました。その後、1月25日に報告書の中に5カ所の誤りがあることを社内で確認をしたものですから、原子力安全・保安院のほうに連絡したということです。

その後、社内の調査を進めまして、2月1日に158カ所記載誤りがあるということ再び原子力安全・保安院のほうに説明をしたということです。その後、さらに保安院より再提出の指示をいただいたものですから、再調査を行いまして、3月12日に社内の品質保証体制を構築して再調査を行って、最終的には239カ所の誤りということで報告書を出したと、再提出を行ったという経緯でございます。

めくっていただきまして2ページでございますけれども、3月12日に再提出をさせていただきましたが、それまでの対応ということで二つございまして、一つは、2月1日までの期間でございますが、5カ所、最初に記載誤りを見つけた後に、報告書のほう、誤字、脱字、それから、報告書の記載につじつまが合わないようなところはないかということ社内でダブルチェックをして、その結果、158カ所記載誤りがございました。

それからその後、2月1日から3月12日の期間でございますが、保安院さんのほうより、誤記の原因究明、それから再発防止を含めて品質保証体制を再構築した上で、報告書を改めて見直して提出することという口頭指示をいただきました。その後、158カ所の誤りに対して原因分析を行って、報告書の検証に係る体制を社内で作って、再調査を行ったということでございます。そして、全般調査を行って239カ所の誤りを確認して、再提出したということでございます。

3ページをご覧ください。どのような調査をしたかということを書いておりま

す。まず1月、最初に報告書を出す前は、基本的に数値等の諸元についてチェックをしておりました。

出した後です、②というところがございますが、再確認の要領を定めまして、誤字・脱字、論理矛盾といったところについて確認を行いました。

それから、再提出までの間、③でございますが、②のところでは158カ所誤りが見つかったものですから、それを原因分析をして、どういった原因があるかという分類をした上で、それを調査の観点ということで念頭に置きまして再調査を行ったということです。それから、品質保証部門が改めて再調査が適切に行われたかということを確認するということを行いました。

めくっていただいて4ページでございますけれども、社内の調査の結果、どのような誤りがあるかということ进行分类した表でございます。アルファベットのaからhまで、幾つかの原因となる項目の分類をしたということでもあります。この後、少し具体的な例を紹介させていただきたいと思っております。

5ページをご覧ください。一つ目の例でございますが、1号機のものでございまして、結果的には評価結果に影響を与える可能性があったという誤りでございます。分類としては、作成ルールが不明確だったというものでございます。左側に正誤表をつけてございます。この表は、津波が来たときに建物の中にどれぐらい水が浸入して床にたまるかということの高さであらわした数値を記載しているものでございます。これを計算するに当たっては、建物の配管等の貫通部のすき間から建物の中に水が入るというような計算をするわけでございますが、その貫通部の断面を右下に模式的に書いてございます。

壁の間に配管が通ってまして、赤く止水箇所というのが書いてありますが、そのすき間をどれぐらいの面積があるかということ計算して、ここに津波がきている間、どれぐらいに水が入るかということ計算するわけでございますが、すき間としては、この例で言いますと40ミリというすき間で計算すべきところを、少し余裕を見て80ミリで計算しているというようなことがございました。これは実際に施工したら40ミリで計算し直すと若干数字が変わるということでございまして、これが一つの例でございます。

めくっていただきまして、6ページでございます。こちらでも1号機の例になります。ちょっと細かい図が載っていて恐縮ですが、眺めていただくことで結構だと思うのですが、これは地震が起こったときに使用済燃料プールの水を入れるために必要な設備をばつと並べて、それぞれの設備にどれぐらい地震に対する余裕があるかということ数字で示したものでございます。この一覧の図を見て、一番余裕の小さいところを選んでいくというような作業をするときに使うものでございます。

誤りがあったのは、この図の中で赤く記してあるところ。本来このような形で示すべきところを、最初に提出したときには、この赤いところはなかったという状態でした。よくよく社内のいろいろな図面を確認した結果、やはり、赤いところが必要だということが再調査の段階でわかったということです。

その結果、ページの右に吹き出しが書いてございますけれども、最初は耐震余裕度を1.95というふうに見積もっていたところが、ここの設備については1.47の耐震余裕度ということで、数字が少し見直されたという例でございます。

7ページをご覧ください。こちらは1号機、7号機、共通する例でございますけれども、これは少し簡単な例で、正誤表をご覧くださいと思いますが、中に書いてある数字が誤っていたというような例でございます。

8ページをご覧ください。8ページは、7号機の例でございます。これも正誤表でちょっとご覧いただきたいと思いますが、中に赤字で書いてあります系統名が違っていたということでございます。これは、報告書をつくる過程で、1号機を先につくって7号機は、それをもとにつくっていくというようなやり方をしたものですから、その修正をし忘れたというようなことで発生した誤りでございます。

9ページをご覧ください。少しまとめさせていただきたいと思いますが、それぞれの号機に対しまして、2月1日の報告時点と3月12日、再提出した時点で、それぞれ誤りの数を示しています。まとめ方としては、評価結果に影響を与える可能性があったかどうかということで分けて書いてございまして、最終的には赤い四角で囲った26カ所プラス14カ所の、合わせて40カ所ほどが評価結果に影響を与える可能性があったのではないかとこのように考えております。

10ページをご覧ください。今後、ほかの号機についても評価を進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、こういったことが起こらないようにどのようなことをやっていくかということを書いてございます。作成段階と、それからできてからチェックをするという段階に分けてございます。作成段階は当然と言えば当然のことなのですが、体制とか役割、それから記載のルール、そういったものを明確にしていく。それから作成した後、確認の段階ではダブルチェックをするということを基本に、品質保証部門によるチェックが妥当であるかという確認を踏まえて報告書をまとめていきたいというふうに考えてございます。

まとめでございますが、今回、ストレステストを1号機、7号機につきましては初めて我々は作成したということで、若干誤りが、多数見られたということでございます。ご心配をおかけした点についてはお詫びしたいと思います。申しわけありません。

説明は以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。次に、保安院さん、お願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長（原子力安全・保安院）

こんばんは。保安院の飯野でございます。

まず説明に先立ちまして、うちの副所長が4月1日付で変わりましたので、一言だけあいさつをさせていただきます。

◎黒澤柏崎刈羽原子力保安検査官事務所副所長（原子力安全・保安院）

4月にやってまいりました。福島の第一事務所のほうから転勤してまいりました。以後よろしくお願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長（原子力安全・保安院）

それでは引き続きまして、説明させていただきます。今回、保安院から資料を9種類提供させていただきまして、すみません。ちょっと資料の名前がついていないものとかあってわかりにくいのですけれども、資料4までと、それからあと横表のものとか、それから、判断基準の関係の資料を今回配付させていただいておりますので、この資料に沿

って、まず最初に資料4とあと表について、五つの資料について説明させていただきます。

まず資料1でございまして、「前回定例会（3月7日）以降の保安院の動き」ということでございます。

1ページ目でございますけれども、まず1番目ですが、5号機の中央制御室の非常用換気空調系の保安規定違反の疑いということで、こちらは3月2日にもご説明したかと思っておりますけれども、ご説明していないですね。5号機で運転上の制限の逸脱が発生したという報告を3月2日に東京電力から受けまして、保安規定の違反の疑いがあるということで、こちらは3月9日でございますけれども、公表しております。

一番の下のところに「保安院は」と書いてありますけれども、結果的に3月16日、この資料で言うと2ページ目、6ポツのところに書いてございますけれども、保安院のほうで確認した結果、保安規定の違反があったということでございます。この6ポツのところの一番最後ですけれども、この3月16日に東京電力に対して嚴重注意を行いまして、原因の究明、それから再発防止対策ということで、7月16日までに報告するように、これは保安院長の名前で報告するように指示をしているということでございます。

それから戻っていただいて2番目ですけれども、継続制御設備の保守管理不備ということで、こちらは先ほど東京電力のほうからも説明がありましたけれども、中越沖地震以降、運転を停止している2から4号機の計測制御設備で、保守管理が適切に実施されていないということで、こちらは3月9日にその旨の公表をしております。

あわせて指示をしております、一つがプラント停止中に機能要求がある重要な設備について、3月16日までに報告することと、それから、それ以外の長期停止による保全が要求される機器すべてについての状況を4月9日までに報告するということを求めています。資料については7ページ目にありますので、後ほど見ていただけたらと思います。

それから、3番目ですけれども、ストレステストの一次評価の再提出ということで、こちらも先ほど東京電力のほうからも説明がありましたけれども、3月12日に東京電力のほうから1、7号機の一次評価の報告書ということで再提出が行われています。保安院としては、まずはここに書いてあるとおり、確認された誤りについて原因究明、再発防止策、それから、品質保証体制について適正だったかということを確認した上で、この評価内容を確認していくということになります。

それから、4番目ですけれども、こちらERSSのデータの表示システム停止ということで、こちらは3月12日ですけれども、ERSSは原子力安全基盤機構、JNESが運用しておりますけれども、こちらからデータの表示が一時的に停止していたという連絡がありました。ただ、表示されなかった期間のプラントデータというのは途切れることなく連続して取得できているということで、保安院としては十分注意するように口頭指導したということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございますけれども、5番です。燃料体検査の合格証の交付ということで、こちらは8月30日付で原子燃料工業株式会社から申請されたものについて、合格証を交付したということでございます。

それから、6番目は先ほど説明しまして、7番目ですけれども、先ほど2番目のとこ



ろでご説明した、計測制御設備の保守管理の不備の報告ですけれども、3月9日に公表して、3月16日までに報告を求めていた分について、報告を受理したということでございます。

8番目が、その報告の中身について一部誤りがあったということで、3月30日でございますけれども、改訂された報告を受けております。

9番目ですけれども、3月30日に受けた報告の内容について、保安院の中で確認作業を行いまして、点検間隔を超過していた機器について安全性に影響を及ぼすものではなかったという報告内容ですけれども、こちらについて4月4日ですけれども、適正なものというふうに判断しております。

それから、3ページ目をお願いします。10番ですけれども、ハフニウムフラットチューブの制御棒のひびに関する原因調査の報告受理ということで、こちら先ほど東京電力のほうから説明がありましたが、4月9日にこのひびの原因調査結果に関する報告を受けたということでございます。今後というところを書いてございますけれども、保安院としては、今後は専門家の意見も聞きながら、この内容について厳格に確認していくということになります。

それから11番目ですが、先ほどの2番目のところで4月9日までにプラント長期停止により保全が要求される機器すべての状況の報告なんですけれども、東京電力から品質確認を含む調査が完了していないということで、4月13日まで延期したいというような報告を受けたということでございます。

それから、検査実績が書いてございますけれども、3月7日から4月11日ですけれども、この間、保安検査を、これは2月27日から実施しておりましたけれども、平成23年度の第4回保安検査ということで、3月9日まで実施しております。

それから、安全確保上重要な行為に係る保安検査のほうですけれども、6号機は定期検査に入るための停止ということで、これに係る保安検査を原子炉停止とそれから燃料の取り出しということで保安検査を行っております。それから定期検査としてはなしということでございます。

それから、資料2、3、4の次の横の表の資料なんですけれども、第15回地震・津波意見聴取会で3月28日原子力安全・保安院と書いてありますが、この資料について説明させていただきます。

実は3月28日に地震、津波の意見聴取会が行われまして、3月に活断層の連動の関係で集中的に意見聴取会を開いてきまして、これについての保安院の見解がこのときに出されています。そのときの資料の抜粋なんですけど、1枚めくっていただくと4ページということで、こちら実は5ページの表がありまして、柏崎刈羽発電所関係はこの4ページ目のところの上の二つの行ということになっておりまして。長岡平野西縁断層帯等々について、連動については学識経験者へのヒアリング結果も踏まえ、連動するものとし地震動評価が必要というものが右上に書いてございまして、それからもう一つが、F-B褶曲群、佐渡島南方断層、F-B断層及び高田沖褶曲群については、海上音波探査の結果等から連動するものとし、地震動評価が必要と。赤字で要検討事項として、このF-B褶曲群については、中越沖地震の発生により応力が解放されたとの考えもあり、連動の対象に含めるべきか否か見当が必要ということで、こちらの見解を出したという

こととございます。

耐震バックチェックにおける地震動評価の今後の予定が3ページ目についてございますけれども、こういう見解でございます、今後黒い点線で囲まれたところをやっていくということで、現在、事業者による連動を考慮した地震動の策定というところに入っているということで。この表は見にくいのですけれども、柏崎刈羽関係は青い①の左上の部分が入っております、活断層の連動のところなんですけれども。この状況に応じて、この下のフローで進んでいくということになっております。これも発表がありましたので、一緒に説明させていただきました。

続きまして資料2でございます、**「福島第一原子力発電所に関する対応状況」**でございます。1枚めくっていただきまして、今月もいろいろございますけれども、まず3月9日です。1ページ目をお願いします。3月9日に、これは3月8日ですけれども、東京電力から福島第一、それから福島第二の発電所周辺の大規模火災に備えた防火対策についての報告を受理したということで、こういったものをあれしながら、3月13日に防災訓練を実施しております。これは関係資料を5ページ目につけてございます。

それから、3月9日の二つ目のところなんですけれども、女性放射線業務従事者が原子炉等規制法に定める線量限度を超えているという報告を以前受けておりました、これまでは女性職員を勤務させないというような運用になっていました。3月9日に東京電力から保安院に対して、この報告内容の変更の報告書が提出されたということで、保安院として内容を確認しまして、女性放射線業務従事者が作業を行える環境であるというふうに評価しております。関係する資料、9ページ目につけてございます。

それから、三つ目ですけれども、原子力災害対策本部、こちらの議事録がなかったという問題でございます、原子力災害対策本部についての議事内容を議事概要として整備して公表したということで、11ページ目につけてございます。12ページ目のところに原子力対策本部会議とそれから政府・東京電力統合対策室、昔対策統合本部といっていましたけれども、こちらの会議の議事概要というのを整備したということでございます。

また1ページ目に戻っていただきまして、3月12日ですが、福島第一の1号機の非常用復水器のドレン管の再循環回路の接続方法変更ということで、こちらは添付書類の記載であって、法令に抵触するようなものではないんですけれども、この添付書類に反映していかなかった理由について報告を求めている、報告がこの3月12日に出てきたということでございます。関係資料を13ページ目につけてございます。

それから3月19日ですけれども、こちらは福島第一発電所の保安検査ということで、事故後初めての保安検査を行いました。こちらは前回もご紹介したんですけれども、2月6日から2月24日まで実施しておりますけれども、その結果について3月19日に発表されていまして、違反が1件と、それから監視が7件ということでございまして、この違反について保安院は嚴重注意と原因究明、改善を求めています。4月19日までに報告という指示で、19ページ目以降に、指示文が21ページ目についてございますけれども、こういった指示をしているということでございます。

それから、3月26日になりますけれども、これは福島第一原子力発電所の淡水化装置の濃縮水を移送する配管からの水の漏えいということで、こちらについて原因究明と

再発防止策、それから周辺環境への影響評価ですけれども、こういったことについて指示をしています。こちらにつきましては、次の3ページ目、4月5日のところに書いてございますけれども、報告を受領したということございまして、追加でまた指示を、これは81ページ目に載っていますけれども、指示をしているということございまして。

それから3月28日ですが、こちら先ほど東京電力のほうから説明がありましたけれども、中長期ロードマップの件ですが、この中長期の信頼性の向上策として例えば主要設備の仮設から恒久的な設備の更新等を行っているわけですけれども、優先的に取り込む事項について具体的な計画を策定して、5月11日までに報告するようというところで指示をしています。関係資料は25ページについています。

それから、次が技術的知見の意見聴取会ということございまして、こちらについても前回ご説明させていただきましたけれども、それが中間とりまとめということございまして、その後、客観的・技術的根拠に基づく意見や知見の募集であるとか、あるいは電気事業者等からもヒアリングを行って、それらを反映した形でとりまとめということで公表しております。

この中では前回もご紹介しましたけれども、今回の判断基準にも少し関係しますが、30の対策というところもその中に入っているということございまして。今回、これ重要だということで、29ページ目、実際の報告書はちょっと方向があまりよくなかったみたいなんですけれども、34ページ目以降にこの報告書のすべてをここに付けさせていただきます。

続きまして、3月30日になりますけれども、次は福島第一発電所のトレンチ内のたまり水ということございまして、こちらは昨年12月19日、それからあと1月19日も発見されていますけれども、その点検結果について報告を受領したということございまして、こちらについて保安院で今後、その内容について確認していくということございまして。資料は73ページ目につけてございます。

次のポツですけれども、同じ福島第一原子力発電所の蒸発濃縮装置、こちらからの水の漏えいということございまして、周辺環境への影響評価については年度内、3月31日までに報告するということでしたけれども、各種分析に遅れが生じたということで、4月13日まで、この報告を延長したいという報告を受けております。

それから4月2日になりますが、これも前回も少しご説明しましたが、原子炉压力容器底部の温度上昇、こちらを踏まえた対応を報告を求めていたということですが、こちらの報告を4月2日に受領したということございまして。

それから最後は3ページ目ですけれども、一番上です。こちらは福島第一原子力発電所の2号機の格納容器内のガスの測定結果ということで、報告を受けておりますけれども、その修正版を受領したということございまして、今後、内容の確認であるとか対策の確認を行っていくということございまして。

4月5日は先ほど説明しました。

85ページ目にこの間、前回以降の保安院から東日本大震災関係のプレス発表をすべてリストにしております。それから、最新の地震被害情報を87ページ目に、ちょっと字が細かくて申しわけないのですけれども、つけているというものでございます。

資料2は以上でございます。

それから、文部科学省の発表資料、こちらも後ほど見ていただけたらと思いますけれども、モニタリング結果等、資料をつけております。

それから資料4でございますけれども、前回の定例会でのご質問に対する回答でございます。今回ご質問を二ついただいております、ちょっと時間の関係で、二つある中で2番目のほうについて少し説明させていただきたいと思っております。トップベントの質問に対する回答、これは前回定例会の東京電力の回答だと思っております、「『トップベントのフィルターはつけない。格納容器ベントのフィルターをつけることについては、現時点では目途なし』ということでしたが、国、県、市、村は両ベントについてフィルターをつけることが確かめられない時に、住民を放射能から守る重要なことと思うが、どのように対応するのか、具体的に現在での見解を示していただきたい」ということをご質問でございます。

回答でございますけれども、先ほど少し触れました3月28日に公表しました技術的知見の報告、とりまとめの報告で、その中で「30の対策」ということがとりまとめられています。その中に関係する部分としてまずフィルタベントですけれども、①のところ。「対策22ベントによる外部環境への影響の低減」ということで、こちらの中でドライウェルベント、これは格納容器からのベントですけれども、ドライウェルベントは当然のことながら、ウェットウェルベント、これは圧力抑制室です。からのベントについても放射性物質除去効果のある設備をつけることが求められると。その際、フィルターでの水蒸気凝縮により水素爆発を起こさない工夫を行うことが求められるということでございます。

それからトップベントにつきましては、「対策24水素爆発の防止」というところですが、その抜粋ですが、建屋側に漏れいした水素については、非常用ガス処理系の活用や水素再結合装置等の処理装置の設定などにより、放射性物質の放出を抑制しつつ水素濃度を管理することが求められる。さらに、建屋から水素を排出する必要がある場合には、プラントごとに定量的な評価を行った上で、十分な大きさの開口部を設けるとともに、防爆仕様の換気装置及び放射性物質除去機能を持った装置などにより、水素爆発の防止及び放射性物質の放出抑制を行った上で排出することが求められるということで、これは保安院の報告書ですけれども、それぞれ書いてございますので、抜粋として保安院はこう考えているということでございます。

実際、どう規制として要求するかとか、あるいは運用するかにつきましては、今、この最後のところに書いてございますけれども、原子力組織制度改革法案というのが現在、国会のほうに提出されております、こちらの審議された結果を受けて、新組織、新規制庁の下で、これらが決定されるということで考えているということでございます。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、保安院からは以上でございます。

◎新野議長

資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の柏崎刈羽担当官事務所でございます。よろしくお願いいたします。資料は2枚の紙で、ホチキスでとじてあるものでございまして、右肩に資源エネルギー庁と振ってある資料をご覧いただきたいと思っております。

前回以降の主な動きとしまして、いつものとおり、まずは国全体の原子力・エネルギー政策の見直しの動きでございます。大きく三つの議論の場がございまして、一つ目は革新的エネルギー・環境戦略を議論するものでございますが、この間、エネルギー原子力関係の会議は開催されておられません。ただし、ここには書いてございませんが、3月29日に第6回の会議が開催されて、規制、制度改革についての議論がされたところでございます。

それから、この戦略会議に關係して原子力のコスト等検証委員会が設けられておりますが、3月14日に第9回の委員会が開催されておまして、事故における賠償費用の積み上げ關係について原子力コストの議論がされているところでございます。

それから二つ目の原子力政策大綱につきましては、2回会議が開催されております。主な議論としましては、今後の原子力発電に係る論点整理がされております。特に3月29日の第16回会議におきましては、原子力発電の關係の電源交付金についての議論が活発に行われたようでございます。それから、この大綱會議の關係の原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会が設けられておりますが、この間、1回開催されておまして、使用済燃料の処分の方法について、この3月28日の第10回會議で議論がされております。次回は明日12日に開催される予定になっております。

それから、3点目のエネルギー基本計画、これは経済産業省の中の総合資源エネルギー調査会で議論が進められているところでございまして、この間、次のページに移りますが、5回の會議が開催されております。特に最近におきましては2030年の電源構成比を活発に議論しておまして、原子力の比率については、0%から35%程度にするというような提案がされておまして、具体的に原子力の目標値をどのぐらいにするかということが今、議論の中心になっているところでございます。事務局のほうから5つの案が示されているところでございまして、今後、それをさらに絞り込んでいく作業が行われる予定でございまして。

それから、2ページ目の真ん中やや上のほうの、参考として電気料金制度・運用の見直しに係る有識者會議につきましては、3月15日に報告書のとりまとめが行われておまして、關係した省令などの改正が行われることとなっております。それから、その下に総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会がこの間、4月3日に第3回の會議が開催されております。

それから、大飯原発の再稼働に關係する原子力発電所に関する四大臣會合は報道でも取り上げられておりますが、最近4回ほど開催されております。關係した資料は経済産業省のホームページにも掲載されているところでございます。

それから一番下にその他とございますが、3月16日に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会の損害賠償の判定に關係する中間指針の第二次追補が出されております。

それから、一番下の3月22日に経済産業省から「碎石及び砂利の出荷基準」が出されておりますが、これは今年の1月に福島県の採石場からの出荷された碎石の中に、放射性物質が含まれるものがあるということが報道されましたが、それに対応して経済産業省の検討委員会で議論して、最終的な報告書とその対応がまとめられたものでございます。

それから3ページ目の3月30日のところでございますが、福島復興再生支援特別措

置法が成立しております、これは復興庁が中心となってこの法律を施行していくことになります。

その下の3月30日、原子力災害対策本部におきまして警戒区域、避難指示区域等の見直しがされております。具体的には4月1日から川内村、田村市の区域の見直し。4月16日から南相馬市の区域の見直しが行われることになりました。

それから4月1日、厚生労働省の関係ですが、食品中の放射性物質に関する新たな基準値の施行ということで、従来の年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げる見直しが行われております。

資源エネルギー庁からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。新潟県さん、お待たせしました。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

ごめんください。新潟県の原子力安全対策課の須貝と申します。昨年の4月に課長補佐としてまいりまして、この4月1日から課長を務めております。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから先回からの行政の動きについて、県の動きについてご説明させていただきます。

まず1点目に、組織改正がありました。放射線監視体制とそれから放射能の対策を強化するために、防災局に放射能対策課を設置いたしまして、放射能対策課では、全県における放射線の監視や福島原発事故による放射能対策を実施します。本日は、放射能対策課長の渋谷と参っておりますので、放射能対策課の所掌の分について、引き続き説明をいたします。

2点目は安全協定に基づく状況確認等ですが、3月12日に県と柏崎市と刈羽村と、ここの記載の4点についての確認を行っております。

3番目に、福島県原子力災害を踏まえた対応ですけれども、1点目に原子力発電所の安全対策等ということで、3月21日にお知らせ済みではありますが、福島原発事故の検証の要請を行っております。3月22日に知事が技術委員会の鈴木座長に福島第一原子力発電所の検証を行うように要請しております。

2点目に、原子力発電所の防災対策ですけれども、3月26日にお知らせ済みですが、3月29日に防災部会の第4回を開催いたしまして、柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方、これは事務局の素案だったものなんですけれども、これをここに記載の7点の観点から修正を加えまして、議論いただいて修正を加えました。結果として、当日委員からは平時からの住民への情報の周知や、県市町村の情報共有について意見が提出されております。現在それらの意見を踏まえまして、事務局暫定案をとりまとめているところです。間もなく公表できるというふうに考えております。

見開きそのままにいただきまして最後のページなんですけれども、そのほかに3点報道発表のご紹介をさせていただきます。一つは7日に発電所の現地データの確認、9日に2号機から4号機の点検構成周期期間の超過について発表しております。3点目に、3月26日の6号機の定期検査について発表、公表をしております。

引き続きまして、放射能対策課の所掌につきまして、渋谷課長のほうから説明させて

いただきます。

◎渋谷放射能対策課長（新潟県）

こんばんは。放射能対策課長の渋谷と申します。昨年3月まで原子力安全対策課におりまして、皆様方からいろいろご指導いただきました。1年別の課に行っておりましたんですが、また今度、放射能対策課という形でご厄介になることになりましたので、よろしくどうぞお願いをいたします。

それでは、県からの資料の見開きを開いていただきまして、お願いをいたします。左側のほうの（3）放射線・放射能の監視という部分でございます。県のホームページ等で随時お知らせをしております。放射線についてはモニタリングポストのデータを公表しております。またサーベイメータについても市町村への貸出、それぞれまたいろんな放射能の測定等をやっております。状況の変化のないものについては、ちょっと割愛させていただきます。

左の下のほうで、環境監視評価会議の開催ということで、年度末3月28日でしたが、原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催いたしまして、来年度の放射線や温排水の調査計画を策定をし、了解をいただきました。また、これまでのこの1年間の福島第一原子力発電所の事故に伴います放射線等の調査結果について評価をいただいたところでございます。

右側のほうに移りまして、まず、今後の放射線の調査計画の主な変更点ということですが、従来は私ども柏崎刈羽の原子力発電所をターゲットといたしました監視をやっていたわけですが、今回この福島の事故もございまして、全県のいろんな調査をする中で、もともとのバックグラウンドがわからないとそれを、数値が高いのか低いのかもなかなか評価が難しいといったようなこともございまして、県内全域を対象としたバックグラウンド調査を実施するということといたしました。大気浮遊じん、その他ここに書いてあるようなものについてバックグラウンド調査を実施いたします。

次の囲みでございます。この1年間、大変いろんな面について放射線の調査をやってきたわけでございます。そういったデータについて専門家の先生方に確認をしていただきました。その結果の評価でございます。1ポツ目、2行目になりますが、現時点では、追加被ばく線量、福島事故による追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる広域な除染を必要とする地域は確認されておられません。

2ポツ目でございます。事故発生直後には、空間線量率の上昇ですとか、降下物からの人工の放射性物資の検出など、本件でも明らかに影響が見られたところでございます。しかしながら、その後、線量率等も下がって、また食品等の調査結果も踏まえすと、その影響の度合いは事故直後も含めて、本件におきましては健康に影響のない放射能レベルであったということのご評価をいただきました。

次の3ポツ目です。降下物とか河川水等に含まれる放射性セシウムが集積や濃縮をすることによりまして、上水道の汚泥ですとか、燃え殻ですとか、側溝の汚泥、淡水魚、キノコ、野生獣等の一部から放射性セシウムが検出される現状にございます。自然環境中で放射性物質がどのような挙動をするのかということを引き続き、体系的に調査検討する必要があるというご指摘をいただいております。これを踏まえまして、放射能対策課といたしましては、専門家の先生のご協力をいただきながら、生態系等における放射

性物質の挙動等に対する調査を今年度実施することといたしております。

次に欄外の丸のモニタリングポストの運用開始についてでございます。従来は柏崎刈羽原子力発電所の回りで11局の固定局で放射線の監視をし、福島事故がございまして、6カ所に可搬型のモニタリングポストを設置し、監視を続けていたところでございますが、国の補正予算等の措置を受けまして、県内17カ所にモニタリングポストの追加設置ができて、3月30日から運用しております。これらのリアルタイムデータは文部科学省のホームページで、リアルタイムのデータをご覧いただくことができます。

放射能対策課は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

◎新野議長

では柏崎さん、お願いします。

◎内山危機管理監（柏崎市）

この4月1日から柏崎市の危機管理監を命ぜられました、内山でございます。よろしくお願いいたします。

◎駒野防災・原子力課長（柏崎市）

柏崎市防災・原子力課の駒野と申します。今ほど県のほうからも報告がありましたけれども、状況確認等、県と同じくしております。また、委員からご質問のベントの件につきます回答につきましては、お手元のほうに回答文を提出してございます。

以上でございます。

◎新野議長

刈羽村さん、お願いいたします。

◎塚田総務課長（刈羽村）

刈羽村、塚田と申します。

私どものほうも状況確認につきましては県、柏崎市同様、3月12日に行っております。そのほか特に動きはございません。それから委員の質問につきましては、回答書をお手元のほうに配ってあるとおりであります。

以上であります。

◎新野議長

ありがとうございます。皆さん、報道とかもご覧いただいているんでしょうけれど、1カ月の中でまたたくさんの方がありましたので、若干のびのびの時間の報告になりました。質疑があればお受けします。

◎武本（和）委員

本当に長時間になって質問するのもあれだけれども、一方的な説明だったので、東京電力のこの大きな紙の中身について、二つのことを聞きたいと思います。

まず、1ページ目、1/3と書いてある左側に原子炉の絵があって、水位が幾つという話があって、これは2号機のことだというふうに説明がありましたが、1号機、3号機は見たんですか、見てないんですか。

それから、これは1から3までというか、4までというか、循環冷却をしているという説明が以前にあった話だと思うんですが、上のほうというか、圧力容器の中に水を注入している、これがたまらないで、プールの水位までしか水がないという絵だと思うんですけども、この水は循環していることになるんですか。この水はどこへ行っている



んですか。

それで、圧力容器のところに水滴といいたいでしょうか、これは毎時でも1日でもいいが、何トン入れて、それがどこへ行っているのかということ、幾つか言いましたが、1号、3号見てないんでしょう。そういう説明をしてもらわないと、全部こんなふうになっているのか、3号が代表だみたいに見えるもので、これが一つです。

それから、2/3の左側に燃料プールの観察の結果があって、これは4号機ということになっています。1から3は見たんですか、どうなっているんですか。こういうことを説明するときに、ほかは見ていませんとか、まずどうなっているのか。説明のときにそういうことも説明するのが親切というものではないんでしょうか。なぜこんな説明をするんですかということをお聞きします。

以上です。

◎新野議長

お願いします。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

それでは、お答えいたします。時間の都合もありまして、説明が至らぬ点がございました点、まず最初にお詫びを申し上げます。

まずご質問でございますけれども、こちらの絵は2号でございます、1号機、3号機に関しては、まだこのようなイメージスコープを用いた格納容器の内部の確認というのは行っておりません。今回、この手法を用いて内部が確認できるということがわかりましたので、今後、準備が整えば、ほかの号機に関しても確認をしてまいります。

また、現在この水がどこに、どういう状態で循環しているかということでございますけれども、イメージ図ではございますけれども、上のほうから循環冷却注水ということで、放射性物質及び塩分を除去した水が圧力容器の中に入ってきて、圧力容器の中が漏れいしてございますので、この漏れいした水が格納容器に漏れ出してくる。格納容器から、これも漏れいをしてございまして、それが原子炉建屋に。原子炉建屋がまたタービン建屋とつながっているという状態になってございまして、タービン建屋の水を別の建屋に移送しまして、そこから放射性物質をとって、塩分をとって、もう一回注水用の水として循環をしているという状態でございます。

また、現在の注水量についてのご質問がございましたけれども、号機によって異なりますけれども、大体7トンから9トン、1時間当たりでございまして、それぐらいの水が入ってございます。

2点目のご質問でございますが、プールのほかの動きは見ていいのかということでございますけれども、1から3号機のプールに関しては、細かい、このような状態で見れてはおりません。理由といたしましては、1、3号機に関しましては、原子炉建屋が爆発をしてございまして、そのがれきでプールの表面がなかなか見づらいという状況でございます。2号機に関しましては、建屋は健全なのですけれども、まだちょっと中身は見れていないという状況でございます。

今後、先ほどございましたけれども、3号機のがれきを撤去してございまして、このがれきが撤去できた時点で中身を詳しく見て、このROVと書いてございまして、遠隔の水中探査機を使いまして、中にどれぐらいのがれきがあるのかということをお聞きします。

確認しながら、計画的にがれきを除去して燃料を取り出す作業を進めてまいりたいと、このように思っております。

質問に関する回答は以上でございます。

◎武本（和）委員

今後の説明についてお願いをしておきます。今言ったようなことは、くどくどと239カ所ですか。間違ったことをくどくどと説明するよりも、みんなが関心を持っていることだと思うんです。説明の姿勢を改めてくださいよ。

例えば、2号は見たけども、ほかのやつはまだ見ていませんぐらいのことは最初の説明であってしかるべきだと。それが東京電力の一貫した事故隠し、情報隠しの姿勢、これがまだ改まっていないということで指摘しておきたいと思います。

以上です。

◎新野議長

ほかによろしいですか。時間を見て質問をお願いします。

◎中沢委員

時間がないということで、短時間で。

先ほど東京電力のほうから説明がありましたけれども、2から4号機で計器類が704台が点検されてないということが見つかったということです。このうち93台は本当に運転が停止状態でも、機能していなければならないというものだそうで。中には54カ月、4年半も未点検の計器があったというようなことで、かなり私は重大だなというふうに思います。枝野産業大臣も、こういう状況では、東京電力は原発を安全に運転する能力がないというふうに批判したそうです。

東京電力は過去にも本当に点検漏れというのが見つかっておるわけです。本当に住民は信頼を失っているという状況で。なかなか2002年のトラブル隠しが発生して以来、このようなことがたびたび起きているわけです。それで、やはり企業体質が問われているというようなことかと思えます。

どうして、この点検漏れが発生したのかということなんですが。点検漏れをなくす対策をどのようにとらえているのか。そういったこともお聞きしたいと思います。本当にこういったことが改善されなければ、原発の再稼働、そういうのも論外であり、本当にストレステスト以前の問題であるというふうに私は思います。お願いします。発生した原因ですね。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。本当にご心配をおかけいたしまして申しわけございませんでした。

実はこの計装品というのは、ほとんどが毎定期検査でほとんど全部の検査を全数やるというのがこれまでのやり方でございます。そういった意味では点検計画といたしましては、毎サイクルごとというのが決まっております。

今回、この2、3、4号機におきましては、このサイクルというのが中越沖地震でまわってしまって、ずっと耐震強化工事をやっているところでしたので、機動する前までというのが規則上の話になってしましますが、それではあまりにも時間がたち過ぎるということで、こういった計器が狂っていないか評価したりとか、あるいは、そういった

ことがわからなければ点検をするということ、ふだんとは違う形で定めたものでございました。

それで、まさに点検をしようとしていたときに、実はこれが去年の3月、大震災と事故が起こりまして、そちらに没頭するような形になってしまいまして、これを平成24年度にやろうということで予算措置をしていたという状況でございます。

ただし、よくよく振り返ってみるとみずからが、この計器というものは、例えば27カ月だとか、あるいは30何カ月というものでやったほうが良いというふうに決めておりましたので、それではまずいだろうということで、今回ご指摘を受けたものでございます。

ちょっと変則的なところで言いわけがましいところもございますが、我々業務品質の向上に努めてまいりましたけれども、いまだこういった不適合といいますか、しっかりとやれてないところ、ここはしっかりと反省いたしまして、これからこういったことを起こさないように頑張りたいと思います。

◎新野議長

ありがとうございます。

では次に移らせていただいてよろしいですか。(2)、(3)、(4)まで今日は内容があるんですけど、(3)はもしかしたらちょっとまた先送りになる可能性が、時間の都合でありますので、議論とすればどこかに集約して十分にさせていただこうかなと考えますが、よろしいでしょうか。

(はい)

◎新野議長

では(2)に移らせていただきます。ストレステストについてなんですが、これも少しまた新しい情報もありますので、これに関連する情報も含めまして、お願いいたします。これは、まず東京電力さんのご報告からですね。これは前回からの動きの中のご報告でよろしいでしょうか。

◎村野技術総括部長(東京電力)

先ほど全体に合わせて、ストレステストの総合評価の誤りについてというものを説明させていただきました。前回と含めてご質問いただければと思っています。

◎新野議長

じゃあ、今までお聞きした中に含まれていましたので、それに関連して保安院さんのほうからまたお願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長(原子力安全・保安院)

保安院でございます。先ほど9種類の資料をお配りしたと申し上げましたけれども、残りの四つの資料になります。一つが1枚紙のこういったパワーポイントの2アップの資料と、それからもう一つが4月6日付の総理大臣等4大臣の連盟の判断基準という資料。それからもう一つが、4月9日の経済産業省のクレジットの縦長の資料と、それから最後は横の1枚紙なんですけれども、これは前回も説明しましたけれども、ストレステストの審査の進捗状況ということで、この4種類の資料を用意しました。

最初の2種類の資料は、これは実は保安院の資料ではなくて、まさに先ほど少しありましたが、4大臣会合で使われた、あるいはそれが終わった後に配られた資料と

いうことになっております。本来、説明する立場ではありませんけれども、今回ストレステストが議事に挙がっておりまして、こういった判断基準が、これは多い原発のみならず、ほかにもこちらにも関係するということで情報を提供させていただきたいというふうに思っています。

まず、この4月6日の4大臣の連盟の資料でございますが、こちらのほうを簡単にご紹介させていただきたいと思っております。「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」ということでございます。こちらは2部構成になっていまして、一つが1ポツのところですが、今回の福島事故の基本的な理解ということでまとめられています。その後の2ポツということで、こちらが判断基準ということになっていきます。判断基準のほうは基準の1、2、3ということで書いてございます。

まず、基本的な理解のところでは何が書いてあるかということなんですけれども、1ページ目の(1)のところですが、さまざまな影響が書いてありまして、まず1ページ目の下のところが地震の影響ということで、こちらのほうについては1枚めくっていただいた2ページ目のところに、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能は、当初正常に働いたんだけど、外部電源喪失状態になったと、地震の影響でなったということです。

それから、次は津波の関係なんですけれども、これによって機能喪失があったということで、③、④、⑤ということで書いていますけれども。ちょっと時間の都合であれですけれども、冷却用のポンプ類が機能喪失したとか、電気設備の機能喪失をした。④の米印のところに。福島第一原子力発電所では最大遡上高さ15メートルの津波が来て、これはもともとの設計の津波の高さを9.5メートルを上回るものということが書かれています。それから5番目が冷却機能を喪失したということです。

ごめんなさい。ちょっと1枚ものの資料のパワーポイントの2アップのほうの2ポツの津波によって起こったところと照らし合わせながら見ていただくとちょっとわかりやすいんですけれども。そういった冷却が停止になって、この3ページ目の資料のところの⑥では、炉心損傷・溶融に至ったと。⑦で大量の水素が発生し、⑧で水素爆発が発生したというようなところが書いてございます。

それから3ページ目の真ん中辺に事故対応ということでの、迅速・的確な事故対応の環境ということで。これも判断基準のところに出てくるんですけれども、計測機器が機能喪失して状況監視とか制御ができなくなったと。あるいは通信のところ、コミュニケーション・ツールのところにも課題があったということが書いています。

それからプールについても、こちらに書いてあるようなことということです。

それから、4ページ目のところに意見聴取会等で得られた知見ということが書いてございまして、①のところでは地震動により破壊されたというような指摘もあるけれども、これまでの調査ではこういった確認ができていないとか、あるいは②のところでは、プラント挙動についてなんですけれども、基本的な安全機能を損なう地震の被害があったという知見は今のところ得られていないと。あるいは、地震応答解析について、③のところでは主要設備は評価基準値を満足しているとか、④のところも耐震安全上重要な機器、配管について地震応答解析で安全機能を保持できる状態にあったと推定した等の記載が書いております。

それから5ページ目の⑤のところ、これが経年劣化への影響なんですけれども、今回の事故の発生拡大の要因になったとは考え難いというような結果と。これは基本的な理解ということで書かれています。

それから、2ポツ、6ページ以降が判断基準ということでございまして、こちらのほうが基準1、それから基準2、基準3ということで、三つの基準がございまして。基準1が地震、津波による全電源喪失という事象進展防止が既に講じられていることというのが安全性に関する判断基準の1ということでございまして。

こちらは、この基準1がまた中が分かれています、所内の電源設備の対策の実施、あるいは②が冷却・注水、3番目が格納容器の破損対策です。それから4番目が管理と計装設備の対策ということで、それぞれ書いてございまして。こちらのほうは実は先ほど1カ月の動きでご説明した技術的知見の意見聴取会のとりのまとめの対策30がありますけれども、そっちの対策と関係する対策が書かれています。ちなみにその対策については、この資料の一番最後のページに、12ページ目に30の対策が書かれています。

それから、基準の(2)でございましてけれども、基準の(2)が8ページ目に書いてございまして、こちらについては、国が福島第一原子力発電所を襲ったような地震とか、あるいは津波が来たときにも炉心と使用済燃料ピットとかプールの冷却が継続して、燃料損傷に至らないということを確認していることというのが基準となっています。

注意書きが書いてございましてけれども、その中で地震については基準地震動のもとでも燃料損傷に至らない、複数の活断層の連動可能性についても考慮して燃料損傷に至らないというような判断がされることが必要ということと、それから注意の3のところ、これは先ほどの基本的な理解ということにありましたけれども、15メートルの津波、あるいは想定津波高さより9.5メートル以上の高さということで、津波についてはこういった想定があるということです。

それから、9ページ目が基準(3)ということで、こちらがこのさらなる安全性・信頼性向上、こちらについての対策の着実な実施計画ということで、これが明らかにされていて、それから新しい規制庁が打ち出すであろう規制への迅速な対応であるとか等、実施していく事業姿勢が明確化されているということが基準となっています。その中、二つありまして、①がストレステストで、保安院が取り組みを求めた事項ということ、この審査結果として求めた事項。

それから、②が先ほどの技術的試験のとりまとめの中である30の安全対策をどうするかということでございまして、こちらのほうは1)、2)、3)ということで、外部電源、所内電源、それから冷却・注水、それから4)が格納容器破損と水素爆発対策ということ。5)10ページ目ですけれども、管理・計装設備対策ということで、こちらについての今後の対策の実施姿勢ということで、そちらを確認していくというようなことが書かれています。

それで、この資料については以上でございまして。これが4月6日に出ておりますけれども、この大飯の3、4号機につきましては、その後、関西電力のほうから、実施計画が出てきまして、それに対する対応状況ということで、これは4月9日付の経済産業省のクレジットの縦長の資料ですけれども。これが、それぞれどういったことを確認し

て、その確認結果がどうかといくことを基準1から、今ご説明したゴシックの文字は、先ほどの判断基準の資料のそのままなんですけれども。この明朝体のところが保安院として対応状況を確認した点が記載されているというものでございます。それぞれ基準1、基準2、基準3ということで、それぞれ確認していっているということをご理解いただけたらというふうに思っております。

ちょっと時間の都合で少し、こういうことでございますと。

それから、最後に、ストレステストの進捗状況ということで、1枚紙ですが。前回の定例会でもご説明しましたが、大飯3、4号機については、3月23日に原子力安全委員会が見解の提示をしたということになっています。

それから、あと、伊方の3号機、上から2番目ですけれども、こちら3月26日に保安院としての見解をとりまとめて、原子力安全委員会にその評価を提出したという状況に変わっております。

それから、敦賀の2号で、こちら誤記の関係があって、4月4日、先週ですかね、再提出の指示がされたということです。

柏崎刈羽の1、7号機については、これは説明をしていますけれども、3月12日に報告書が再提出されたということです。

それから、現在、前回以上では、志賀の1号機と、それから高浜の4号機ということで、これがそれぞれ3月26日と4月6日に一次評価が事業者から保安院のほうに提出されたという状況でございます。現在、18号機がこういった審査の状況になっているというようなことでございます。

すみません。簡単、駆け足ですけれども、以上でございます。

#### ◎新野議長

ストレステストのことは、前にも一度、ご説明はいただいています。その後、国のほうの動きがこういうふうに追加されてきていますので、後半を今、ご説明いただいたということです。

保安院さんが独自で動いていらっしゃるのと、それに関連する報告と、あとは野田さん以下の政治家の方たちの大臣の見解というのが並列してございますので、今日のオブザーバーのメンバーの中では、内容によってはお答えいただけない内容もありますので、それを踏まえてご質問なり、お願いいたします。

ご質問というよりは意見になるのか、感想とか意見なんだと思います。そのほうが私たちの立場からすると妥当かなと思いますので、手短に多くの感想、意見を述べていただければと思うんですが。

高橋さん。

#### ◎高橋（優）委員

高橋といいますけれども。東京電力さんの説明会でも、私、言ったんです。今、こうやってストレステストの報告書が提出されていますけれども。私はいずれ、これは大飯3、4号機の保安院の結果の見解の表示が出ましたように、すべて恐らく妥当、合格のものが出るものと思っています。だから、市民的に見れば、ストレステストは再稼働のための判断基準1、今回のこれは判断基準の2、判断基準3となれば、恐らくこれは国民世論だろうなと私は思っています。

私の本音を聞いてほしいんですけども。昨年の12月末に政府の事故調査検証委員会が中間報告を出しましたですよ。この事故の教訓については、どういうことを言っていたかはご存じですかね。この中で、過酷事故対策については、この検証委員会はどういう教訓を出したかという、電力会社の自主保安としていたというふうに言っていましたですよ。

この結果、こういうことがあったから、この原発事故の危機管理に失敗したわけでしょう。失敗したから、国民にこの原子力に対する信頼が揺らいだわけですよ。ここに危機を感じた政府は、ストレステストというものを持ち出したわけじゃないんですか。

そして、この危機管理に失敗して、国土と自然をみんな汚したわけですよ、放射能で。そして、この原発事故のつけは、すべて国民に回ってくるという、今、段階じゃないんですか、電力料金の値上げという形で。私、本当にこれ、許せない。

のほほんとしたふうの東京電力の経営陣やこの4閣僚の顔を見てみると、本当に怒りを禁じ得ません。そして、新たな判断基準でしょう。この新しい判断基準で、国民の信頼を本当にとれると思っていますか。

私、この原子力安全・保安院は、やらせだけじゃなくて、安全審査の凍結も要請したと。それから、ストレステストの安全審査も不十分だと、それを国民世論が84%に上っているということも、この前の参議院予算委員会で明らかになりましたですよ。

ならば私、保安院に聞きたいんですよ。この事故調査委員会の教訓をどう受け止めているのか。例えば、審査をした原子力安全委員会、これは本来なら4月1日に廃止されるべきでしたですよ。この委員の中で、今月中旬におやめになる方全員が、国民に信頼されているのか自信がない。だから、全員がやめたいと、こういう方たちが審査しているわけですよ。こういう中で、再稼働のための判断基準をどんどん進めているわけでしょう。

私、原発を推進する、いいですか、原発を推進する規制機関はあっても、安全を担う規制機関がないことの何よりの証拠だと思います。今、国民が求めているのは、安全抜きの再稼働を押しつける政治判断ではないと思うんですよ。

私の意見です。

◎新野議長

ありがとうございます。

ほかにどうでしょうね。政府にばかりじゃなくてもいいんですけどね。日ごろ、この辺の情報では、どんなふうに感じていらっしゃるかということ、またオブザーバーの方にいろいろ酌みとってもらうのがこの場の役割ですので。こんな情報が欲しいとか。

◎佐藤（幸）委員

佐藤と申します。いろいろな説明を聞いて、わかる面とわからない面で、まだ未熟で申しわけございません。ただ、新聞とかを見ておりますと、大飯原発ですか、何か再稼働とか、そういうのを市民が、やはり反対が多いから政治判断をせざるを得ないのはわかりますけど。政府が政治判断で、再稼働というのが新聞に載っておりました。

日本は、法治国家じゃなかったでしょうか。やはり、電力が必要なのはわかることはわかるんですが、国民、住民を抜きにして、無理やり政治判断で再稼働が、本当に行われるかどうか、今朝の新聞では、大阪市とか大阪府は法規制をするとかで、まだ完全に

再稼働と言っているわけじゃないんですけど。このような国で、勝手に政府に決められて、黙っていて私たちの地域の会も黙っていていいんでしょうかと、何か小さい意見なんですけど、そのように感じました。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

今月の4月5日に「視点」が配られて、いつもよりページ数が少し多かったんですけど、ご覧いただいていると思うんですけど。1月のときにお出しした私どもの要望書、これは皆さん委員の総意だったはずなんですけれど、それをまた私も今さらですけどね、また見返してみました。

ですけど、残念ながら規制庁が先送りされているのと同時に、そのときに書かせていただいたり、皆さんと一生懸命、協議した内容が、まだそのまま思いとして生きているのかなという感じはせざるを得ないんですけど。そんなふうなところからも、また私たちは住民の組織として、いろんな立場はありながら、一つの見解がそのときまとまったわけですので。そんなふうな方向か、それに無理やり絡める必要はないんですけど、何かご意見とかがあれば。

◎佐藤（正）委員

佐藤です。今、議論されているところの例の政治判断を前提としたものは、事故後、緊急安全対策として出されたものがほとんどです。そして、それがいいかどうかと議論している最中に、それをたつたと基準にしてしまっ。なおかつ、当面やらなきゃならないけども、時間のかかるもの、例えば防潮堤の建設だとか、そういうものは計画だけ出して先送りしても、それで政治判断するんだというのは、めちゃくちゃな言い方に感じます。

それから、もう一つは、EPZ、いわゆる防災の問題は、再稼働とは関係ないんだと言って、切り離すというんですよ。それもひどい話でして。本来なら、前々からいろいろと言われているように防災計画ができて、きちんと防災訓練までやって、それから運転再開ですよというふうに今までやってきたのに、それも取っ払ってしまっ、やらない。それは不十分でもいいんだというような話になると、一体、安全対策というのは何なんだろうなというふうに、大勢の人たちは疑問を持っていると思うし。

そんな中で、無理やり運転再開、再稼働と言ったら、さらに矛盾が拡大してくるという感じがします。それで一体、3.11の福島事故をどう、やっぱり受けとめていたのかという、もっと根本的な問題にまでさかのぼらざるを得ない。

最近の話、今日か、インターネットで見たんですけども。富岡町だか何かが、SPEEDIがちゃんと動かないで、情報提供されなかったから、それを告訴するというような話にまでなっているという、そういう事態の中で、一体そういうものの反省の中で、今後どうやってやっていくのかということが、まるっきり出ていないわけです。

いろいろと問題はたくさんあるんでしょうけれども、最近の廃棄物の問題だってそうだと思います。日本列島じゅうに廃棄物をばらまいて、そこが処分をする。そんなことをしたら、原発の中の管理区域みたいなのが日本列島全体になってしまうんじゃないかという感じがするんです。



本来、福島県の双葉郡をなくして、例えば仙台平野の真ん中に4町村を持っていくとか。あるいは、例えばの話ですから、八郎潟に4町村を持って行って新しくつくと。そして、そこへ全部、廃棄物を持っていくとかというふうにしないと、日本列島じゅう放射能で汚染されてしまうというようなことを、まともに何か行われているという感じがして。本当に、原発のことをわかっている人たちが行政をやっているのかなという感じすらします。

そういう中で、さらに今、問題だと思うのは、確かに法案は通らなかったから、保安院と安全委員会は残っているかもしれないけど、福島事故を防げなかった最大の問題というのは、それは東京電力にあるにしても、国も同罪だと思うんです。そこが、安全対策だとか、基準だとかをつくって、それでゴーサインが本当にいいんだろうかという感じが、非常に強くします。

ですから、そういう意味では、多分、矛盾だけが拡大して行って、例えば関西連合の知事は、7県知事が反対をしているとか、そういう中で、大飯の原発なんか動かせるんだろうか。あるいは、東京電力や保安院、国の人に聞きたいんですけども、泉田知事が、それは拒否しますと言われているのに、それを強行できるんですかということを、ちょっとお聞きをしたいと思うんで。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。本当にご心配かけておりました、申しわけございませんが。東京電力も、柏崎しかございませんので、そういった意味では、まだ我々、今の議論に到底ついていけないところではないという状況でございます。

先ほどもありましたように、まずはストレステストの審議も始まっておりませんし、そういった中で、安全対策等、いろいろやっておりますけれども。これでどうして安全なのかとか、こういったものは、まずは技術委員会さん、その他にしっかり説明していくという状況でございます、先を見通させてございません。

◎新野議長

ありがとうございます。

何か、今のこの日本の現状ですと、非常に否定的な言葉しか羅列ができにくい空気が非常に強いんだろうと思うんですが。皆さんのいろんな立場の方が集まっていながら、なかなかそこから抜けられないというのが、非常に今、残念ではあるんですが。もともと、動かせるものなら動かしたいというお考えの方も多かったので、そんなお立場の方からは現状どう、非常に厳しい質問だわね。

川口さんでしょうか。

◎川口委員

私は2月にも申したように、実際問題、定期点検で止めたものは、再稼働という言い方が本当にいいとは思わないし。点検で止めたものを動かさないということは、3.11が起きたときに、当然、慎重派の方、反対派の方は全部止めろと言ったけど、日本の多くの方は、原発は福島はだめだけど、ほかは動いていて、それが止めろと言ったのは、一部の人だったと僕は思っています。実際問題、国もそういう考え方だし、各地の県知事さんもそういう考え方とっております。

ところが、定期点検で点検のために止めたものを動かさないということは、やっぱり

そのときにすぐ止めろと、原発をやめろと言っているのと同じことだと僕は思うんで。定期点検で止めたものは、当然、安全対策はきちっとやっていかなければだめだけれども、これは当然、動いてしかるべきだと思っております。

◎新野議長

考え方ですので。

前田さんも。

◎前田委員

私も、もともと推進していた立場ですし、今でも再稼働あってしかるべきと思っています。それは、基本的に考えてみても、エネルギーの需給が逼迫するとか、値段が上がるとか、いろいろな結果が今、出ているわけですけれども。これは、福島を教訓に克服していかなければならない。幾ら嘆いてみたところで、もとはには戻らないわけですから、これを克服するためのもともとの経済的な裏づけだとか、皆さんの援助だとか、そういうものがなければだめなわけで。ほかの発電所は、合理的に経済に見合っただけだからあるわけですから。だからといって、全部、無理して動かせということを行っているわけではなくて、安全が確認されたところからは、やっていいと私は常々思っています。

その上で、先の時間のかかる部分、先ほど話も出ていましたけれども、廃炉にするにも数十年かかるわけですね。こここのところを、まずどうやってやっていくのか、要するに責任をとらすのも必要ですし、何も必要なんですけれども。皆さんのおっしゃっている意見は、否定的なお考えの方たちの意見も、実は非常に納得できるんです。ですけれども、現状は、ここまで大変なことになっているのに、もっと日本国が不利なところに、わざわざ向かわなくていいのではないかなと私は思っています。

上手に言えませんが、そんな感じです。以上です。

それと、ちょっとお聞きしたいんですけど、これはオブザーバーの方にお聞きしたいんですけども。私、最初から実は、こういう話しか出てこないんだろうなと思っていました。

というのは、時間をかけて検証するという話があったんですけど、最後、政治判断の資料だとおっしゃったんで、よくよく全部読みましたけれども。やっぱり、最初の出た佐藤さんのご意見と同じで、この程度のものだろうなと思っていたんです。それはなぜそういうことを言うかと言うと、根本論からとか、すごく難しいところの議論は、やっぱり専門家しかできないんですよ。

要は、こうやれば、これは防げますよ、要するに対処法でしかないわけですよ、結論から言うと。周辺住民である私としても、実はこれがもし紙に書いてあることが100%実行されるのであれば、それで十分なんです、私にとっては、安全が確保されるわけですから。その原因が何であれ、別にどうでもいいんです、正直、言うと。

だから、非常に稚拙なやり方でやっていらっしゃるなというのは感じますが、これしか方法はないのかなというのも一面で思っていると。

そして、最近、新聞で見て、ちょっとあれっと思ったのは、富山県が何か調査をして、18メートルの津波が来る可能性が日本海側にあるということが新聞に出ていたんですけども。柏崎も当然、日本海ですから、影響があると思うんですが、それにも耐え

られるだけの堤防の高さになっていけばいいんだがなという危惧を持っていますので、もしわかる人がいたら教えてください。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

多分、もともと両方の考え方があって、でもここ1カ月ぐらいですか、なかなか議論も事実も前に進まないというのは、もっとどういう情報とかも、もっとどういうふうになれば、進められたのか、進むのかというような意見とか、考え方はありますか。

◎佐藤（正）委員

今ほど、川口さんから話が出たのも、気持ちとしてはわからないわけじゃないんですけども。ただ、やっぱり今まで進めてきたこと自体が非常に罪深いことがたくさんあったと思うんです。

例えば、安全神話というものをつくり上げてきたというのは、実は張りぼてだったということが、かなり明らかになったわけです。そういう中で、進められてきたものだから、やっぱり、定期検査を機会にして止めたら、きちんとその辺のところはみんなそぎ落としてきれいにしていこうと。そういうふうにしなければならないのではないかとというような考え方が前提になって、やっぱりしっかり見てもらわなければ困るとというのが、国民的な世論になったんじゃないかなというふうに思いますし。

もう一つは、確かに電気は足りない、電気は足りないということが言われています。ただ、それもいろんな人たちの意見によると、経済産業省を中心にして、とにかく動かさなければならないための電力需要をつくり出しているんじゃないかというような言い方があったり。あるいは、お役人を務めていた飯田哲也さんみたいに、今、自然エネルギーをやっていますけども。あの人が積極的にそういうことを主張していたりすると、やっぱり電力需要というのは、ある程度、膨らましてあったんじゃないかと。やっぱり、まゆつばで見ざるを得ないような部分もあるわけです。

枝野さんだって、やっぱり実際に需給関係がきちんと正確に把握されない限りは、どうのこうのというようなこともつけ加えていることから言うと、原子力をめぐって、あるいはエネルギー問題をめぐってというのは、かなり情報公開が進んだとか、霧が晴れてきたというけれども、まだまだ霧が晴れていない部分があるのではないかと。

例えば、東京電力だって、原発事故の直後は計画停電をやったんだけど、東北電力に電気を分けてやったり、左うちわとは言わないけれども、かなり余裕を持って、物事を進めていると思うんです。ただ、そういうと、おれたちはもっと努力をして火力を立ち上げて、いろいろ新たなものを電源を探してやっているんだと言え、それもそうなのかもしれないと思いますけれども。そういう点では、もっともっと正確な、やっぱり電力需給というのも、きちんと出してもらう必要性はあるのではないかとこのふうには思います。

◎新野議長

それは、必要だと思われませんか。ほかの委員さん。

◎川口委員

電力需給は、確かに必要だと思いますけど、その電力が古い化石燃料を燃やして出す

火力発電所で、どれだけのCO<sub>2</sub>を出すのかと。やっぱり、実際問題、これだけの大雪が降ったり、大風が吹いたり、異常気象が発生する中で、地球温暖の原因と言え、絶対あるはずなんで。それがあから、地球温暖化をこれ以上進ませないために、CO<sub>2</sub>の排出を規制しているわけですから。

やっぱり、放射能の問題だけでなく、地球温暖化問題は、我々としたら絶対これから将来にかけて避けてできない問題であるから。電力の需給だけでなく、CO<sub>2</sub>の排出、地球温暖化の対策とかも、やっぱり両方考えていかなければ、これは電力の需給だけとらえてやったのではだめだと思っています。

#### ◎高桑委員

高桑です。

今ほど、地球温暖化の問題が出てきましたけれども。例えば、原子力発電所は発電をすると、海にかなり高い温度の水を大量に流すわけですから、必ずしも原子力発電所が、温暖化を阻止する役目をするというような根拠としては、非常に薄いと思います。それはそれとしまして。

私は、3. 11からずっと見てきまして、先ほど、前田委員のほうが、エネルギーの選択の中に、原発が入っているべきではないかというようなご意見だったかと思いますが。私は、現時点で、エネルギーの選択から原発を外すべきだというふうに強く思っています。

例えば、今の4人の大臣が安全性に関する判断基準を出しましたけれども、これ、最初に判断基準を出すときに、枝野さんたちはどう言ったかという、暫定的な判断基準と。暫定的な安全の判断基準という言い方をなさいました。

私は、それを聞いてものすごく腹が立ちました。安全に暫定なんてあるのかと、強く思いました。そういうことも考えてか、最終的には、安全判断の基準が暫定が消えて、今のような名前になっているんですけども。気持ちは、そこには共通に流れているはずですので。この基準は、本当に暫定的なものであって、私たち住民といいますか、国民の命や生活や、そういうものを守るものには決してなっていないんだというふうに、何回見ても、何回聞いてもそう思います。

例えば、今、改めてお聞きしている中で、2ページ目のところですけども。これは、事故の原因と事象の進展の地震の影響の中のところの一部に書いてありますが、「止める」、「冷やす」「閉じ込める」の安全機能は正常に働いたと書いてあります。

これは、あり得ないじゃないですか。実際に閉じ込められていないわけですからね。例えば、止める・冷やすのところを止めておこならまだしも、閉じ込めるまでを、それは確かに地震の影響では閉じ込めるが正常に働いたのかもしれませんが。そこはまだ検証が終わっていません。中間報告のままで、国会の検証委員会もその辺のところについては、結論を出していないわけですから。

それを、閉じ込められないで、これだけ困っていることが起こっているのに、閉じ込めるが正常に働いたというこの感覚に、私は非常にひどいなという感じを持ちました。

この中に、これがこれから計画さえされていけば安全だという、このことは、これはとんでもないことであると、免震棟も何年後かでなければつけれないと。防潮堤だって、何年後でしかつけれないと、でもつくる計画があるから大丈夫だなんて、そんなことが

あり得ますか。

私は、そういう意味では、この4大臣が示した、まさに素人の大臣が示した安全性に関する判断基準なんていうのは、本当にこれは決して認めることはできないし。こんな基準が通用するわけがないというふうに思っています。

それから、先ほど、少し佐藤委員のほうから、がれきの処理の問題なんかも出てきましたけれども。それに関連して、昨年11月末にドイツの放射線防御協会から日本に対して、勧告がなされています。それは、がれきの処理の問題、食物の基準値の問題も上がっていますが、がれきの処理の問題のことについても触れています。

それは、放射線防護の国際的合意に反するんだと。希釈禁止合意に違反しているんだと。至急、そういう薄めて、何も無いところに放射能を持ってきたものを入れて薄めてということは、そういうことは至急やめるべきだという勧告が、ドイツの放射線防護協会より国に示されているはずですが。そんなことが示されているにもかかわらず、相変わらず、がれきの処理を何とか引き受けないかという話が進んでいます。

少し話がそれるかもしれませんが、そこには国の共通な思いがあるように思うので、がれきのことについて、私が心配していることをちょっとつけ足してみたいと思います。

がれき処理は、環境省のホームページを見ましたら、岩手県と宮城県のがれきの処理を引き受けてもらいたいと。放射性セシウム濃度が240から480ベクレル/キログラム以下のものが広域処理の対象の目安となると書いてあります。

これは、聞いているといかにも少なそうですけれども、これは1キログラム当たりのベクレル数です。実際に、がれきを引き受けるときには、10トン、20トンという大きな単位で引き受けるわけです。そうしたら、その量はものすごいベクレルになるんです。

例えば、100ベクレル以下なら大丈夫ですよという数字がありますけれど、その100ベクレルのものを持ってきたとしても、例えば10トン持ってくれば、1キログラム当たり100であれば、10トン持ってくれば100万ベクレルのものを引き受けることになるんですよ。10トンなんてものでないです、引き受けたら。

そうすると、この土地に100万ベクレル、200万ベクレルというものが持ち込まれたときに、どうなるというふうに考えるのかと。県知事が非常に慎重な姿勢をとっていることは、本当にこれは私の希望だと思っておりますけれども。このがれきの問題についても、こんなことを平然とキログラム当たり、これぐらいだったら大丈夫だと平然と言い放つわけです。

でも、実際、今言ったように、持ってくるときの総量はそんなレベルではないわけです。それだけ持ち込まれて、燃やされて、バグフィルターがついているからとおっしゃいますけれども。よく言うようですが、必ず幾らかは出ます、大気に。それから、フィルターにもつきます。汚泥にも残ります。100万ベクレルのセシウムはどんなに処理をしても100万ベクレルのまま減らないわけです。30年経ってやっと半分減るだけで、燃やしたからといって減ることはないんです。この土地に全部残るわけです。

そしたら、今、私たちが安心して食べているお米も野菜もどうなるんだろうということまでは、ずっと考えなければいけない。それほどのことがあるにもかかわらず、どん

どんがれきを受け入れてほしいというような安易なことを考えている国に対して、非常に不安と、それから情けなさと、そしてその国の無能力と、無思慮を本当に強く感じて、いつもこう思うと体の中からどうしようもないほど、いろんな思いがあふれてくるんですけれども。

だから、最初にどうですかと言われても何と試してみようもないので、意見が言いにくい。今もまとまった意見にはなっていないと思うんですが、すべてに関して非常に安易ですということが、私たちのここで生活していくもの、あるいは日本で生活していくものにとっては、非常に不幸だというふうに強く思います。

その辺を国のほうはもっときちんと受けとめて、放射能の汚染が分散されないように。それから、たくさんのが私たちがのところをこれ以上、襲うことがないように、少なくともエネルギーの選択肢の中から、原発による発電ということは選択肢から外してほしいというふうに思います。

◎新野議長

発言のまだない。吉野さん。

◎吉野委員

吉野でございます。

今日の説明でもありました、この4大臣の再起動にあたっての判断基準ということで、非常に安易に再起動しようと。経済といいますか、目先の経済の利益を優先して、孫子の代までの放射能の危険性に対して、非常に深刻に考えていないと。そういうことを非常に憂慮します。最近、私が読んだ本では、アメリカでは核実験とか、それから原発の周囲、例えば40キロ、50キロの近くで、よその地域に比べて、非常に体内への放射能摂取が多いということを実際にデータで示したという本がありまして。それを乳歯を使って、6歳とかで抜けて生えかわるわけですけども。その乳歯を使って、その中のストロンチウムをはかってみると、明らかに核実験の後とか、それから原発の周囲30マイルというんですかね、50キロ圏内は、明らかに原発の稼働の後、高くなっていると、そういうことはアメリカで学会誌なんかで発表されたデータが出ています。

そういうことを考えると、今回の福島みたいな膨大な放射能が放出されたことに対する深刻さといいますか、深刻に考えていないんじゃないかと。とにかく、目先の経済で何とかしようということしか、この4閣僚の人たちは考えていないんじゃないかという気がします。やっぱり、地元住民としては、とてもこういう安易な再稼働に対しては、厳しい意見をこれからも出して。

今日は特にSPEEDIについて、ちょっと言いたかったんですけども、何か時間がということで、次回になりそうなので、それについては次回また言わせていただきます。

◎新野議長

ありがとうございます。

高橋さん。

◎高橋（武）委員

高橋武のほうです。よろしく申し上げます。

私自身は、今回の4大臣による30の基準ですか。今まで、中越沖地震からも含めまして、再起動に関して非常にあいまいだったというか、国もあいまいだったというか、

なかなかよくわからない再起動の判断が、今回いろいろ問題はあるにしろ、こういうふうに基準が出たことに関しては、私自身は評価してもいいんじゃないかなと思っております。

ただ、それが国民が議論しての30の基準であればもっとよかったのかな。何か、一方的に4大臣というのが、やっぱり若干、気になったところでも、皆さんが気にしているところだとも思っております。

そんな中で、基準3ですかね。一層の何とかと書いてありましたね。一層の取り組みですか、ここがやっぱり、ひっかかるところなんです。

ちょっと保安院さんに質問したいんですが。この一層の取り組みというものが、もし万が一何かあったときに、なくても30がクリアしていれば、ほぼ問題ないととらえていいのか。一層というものは、ある意味、ただ万が一じゃない、万が一あったら困るんですが。その辺がちょっとわからないというか、一層というものはある意味、安全裕度を上げるための取り組みなのか。それとも、これはただ、おまけとは言わないですね。まだプラスアルファをしたいためにこれを求めているのか、どうなのかがちょっとわからない。そこだけ質問、これだけお願いしたいと思います。

◎飯野柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長（原子力安全・保安院）

すみません。より一層とはどこですか。基準3の①の一層のところですか。

◎高橋（武）委員

基準3の、それですね、「ストレステストの審査において、一層の取組を求めた事項」というんですよね。これが何か、例えば大飯によれば、免震棟がこれからでもいいよみたいな雰囲気がありますけど、その辺がどうなのかなというのが、私にはわからないというだけなんですけど。

◎飯野柏崎刈羽原子力保安検査官事務所長（原子力安全・保安院）

すみません。ちょっと大飯のほうの評価があまり私も不勉強なものですから、あれですけれど。経済産業省のほうの資料で言うと、この4大臣のほうの資料では、一般論で書いてあるんですけども。経済産業省のほうの資料で言うと10ページ目の①の1)です。ここが要員招集体制の強化であるとか、あるいは2)が今、ご指摘があったような免震事務棟ですね。これの設置であるとかです。

あと、空冷式の非常用発電装置とか等々が、こういう指摘は、これは保安院のほうで、ストレステストの関西電力から出てきた評価結果を評価していたんですね。そこで、評価報告書の中で、指摘した事項ということで。こちらについては、ここに書いてあるとおり、すべてについてしっかり、一部、計画のところは当然あるんですけども、そのところはしっかり確認を、この大飯3、4号機については、こういった項目でそれぞれ、工程表のような形になっていますけれども、そのところを確認したような形になっております。

◎新野議長

これ、対照しないと読み取れない書き方だったので、ちょっと難しかったんだろうと思いますね。

◎高橋（優）委員

2月だったか3月議会だと思うんですが、これは柏崎の話ではないんですが、湯沢町

議会在将来的には原子力発電所に頼らない、そういう全会一致での決議をしましたですよ。これはやっぱり、3.11の原発事故を冷静に見て、非常に町民の健康と命を放射能から守る、あるいは財産を守るという立場が鮮明に出たものだと、私は本当に評価すべきものだと思います。

原発の事故というのは、3.11を見てもわかりますように、例えば今月の、ちょっと論点が飛んで申しわけないですが、この4月26日というのは、チェルノブイリ事故から、ちょうど26年目の日になります。去年3月11以降、去年の秋に新潟映画祭の中で紹介された映画で、「チェルノブイリ・ハート」というのがありまして、たまたまビデオ1でありまして、私、昨日、見る事ができました。

チェルノブイリの原発事故の直後の状況を空から空撮した状況は、今の覆われていない福島東京電力の状況と全く変わっていません。今、ミンスクだとか、ああいうところでは、甲状腺がんの子どもたちが非常に増えているんです。免疫力が低下して心臓病だとかになって、非常に大きな問題になって。しかも、26年経っても非常に強い放射能を出しているんですよ。

自然災害と違うのは、放射線が一たん圧力容器から出た後は、人間が今の現役世代で制御できないと、科学的に制御できないというのが今の到達点ではないんでしょうかね。だから、その映画の中では、ドキュメンタリーの映画ですので、今の福島の荒れた状況だとかというのは、全く重なるところがあります。

私、もし見ていない方がおられましたら、「チェルノブイリ・ハート」という、ハートがどういうことなのかということを見ていただきたいと思うんですよ。非常に子どもたちに深刻な影響を与えています。

しかも、放射能というのは、本当に今、言いましたように制御できない。例えば、新潟県でも浄水場の汚泥が今、どうなっているかわかりませんが、セシウムがたまって大変な状況になっているわけでしょう。これ、ゼロにはできないわけでしょう。1カ所に集めるようにしたって、ゼロにはなっていないわけです。

本来、確かに私どもは、環境の中では放射線のゼロの環境で暮らしているわけではないことは十分認識しているんですよ。だけど、不必要な放射線に近づくことは、別にそれはもうしないほうがいいに決まっているわけでしょう。原発事故というのは、自然界で、私どもの体がなれた以上のもので影響があるわけですから、人間の今の現役世代で制御できない。

だから、将来的にはこの原子力発電所とは別のものに変えていくと。持続可能な社会にするためには、やはり原子力発電所があっというのかどうかという、この認識は、フランスでもドイツでも変わったわけでしょう。日本のことを見ていて変わったわけですよ。

しかも日本の場合には、2,000を超える活断層がある。アメリカの場合には、活断層がないところに100以上の原子力発電所がある。ドイツも地震がないところにある。それでも、原子力発電所に頼らないというエネルギーに、そういうふうに政治判断をしたわけでしょう。そうすることによって、やっぱり経済活動は変わっていくと思いますよ。

だから、チェルノブイリを見てわかりますように、この原子力の放射能というのは、



私どもは10万年後の安全を期待しているんじゃないんです、今の安全を期待しているんです。

◎新野議長

武本さん。

◎武本（和）委員

この1カ月間で、非常に象徴的なことがありました。それは、多分、半月ぐらい前だったと思いますが、保安院長が三、四年前ですか、2008年だか何かに、安全委員会が防災計画を世界標準に合わせて広げようという議論をしたら、寝た子を起こすような議論をなんでするんだと言って、横やりを入れたという話が報道されました。

今日、私にとってみれば保安院の最初に説明してもらいたかったことなんです。それは昔のことだったからということでもいいんですが、その保安院はもう死に体ですよ。実際には、4月1日に新しい役所が変わるといった、そういうところへ何を言っているのかよくわかりません。しかし、ここで議論をすることが、少なくとも個人的な良心に伝わるならば、そしてしかるべきところにそれが行くなればということ、幾つかのことを言いたいんですね。

福島で、5キロ地点にあったオフサイトセンター、役に立ちませんでした。そういうことは、1年経ってるんだから、全国の類似のやつはちゃんと見直して、役に立つようにするというのは当たり前だった。しかし、それはほとんど放置されていますよね、柏崎だって何もしていないでしょう。やれることからやればいいですよ。

それから、免震重要棟、東電は、柏崎の経験があったから、それを福島でもつくって、それが最後の砦になったというか、それだけは有効に機能したというふうに言われています。これは、自主努力なのかどうかわからないけれども、そんなのは保安院として最低、それが稼働の条件だということを言えばいいですよ。

それから、その役所がどこか、おれはよくわかりませんが、防災計画の見直しを今、進めています。基本的にそれは、私は不十分だと思いますが。国が議論している範囲、少なくとも30キロみたいなのは地元になったんだと思うんです。原発現地になったんだと思うんです。

あるいは、もっと広範囲の除染をしなければならぬという範囲は200キロを超えるわけでしょう。そういう地域は、原発現地だと思うんですよ。これは枝野さんも先日の参議院の予算委員会の答弁がありましたが、日本中が原発現地だと。こういう話がありましたが、そこの了解を得ずして、やらせと防災計画を見直さないという役所が何、生意気を言っているんだと。そんなことをやっていけば、誰からも信用されなくなるよと。私はそういうのが、何て言うんですかね。何を考えているんでしょうと。それは夏のピーク時にクーラーを切るぐらいの我慢は、そういう事情ですから、やってくださいと云えばいいですよ。

あるいは、ピーク時の電力料金を倍ぐらいに上げれば、需要なんか幾らでも減りますよ。これは今まで、推進の立場でいろいろ発言してきた経済学者がそういうことを堂々と云っていますよ。

それからもう一つ、CO<sub>2</sub>を出さないとか、何か言うデマ宣伝をエネ庁を中心にしてやっていました。さっきもそういう議論がありましたが、原発以上にこの10年間、1

5年間ぐらいのスパンで見たときに、増えたのは火力発電です。こういう事実に対して、CO<sub>2</sub>論を錦の御旗のような主張をする人は、ぜひそういうところから、きちっと議論しましょうよ。

ともかく、この10年間、ピークの需要は全然増えていないんです。そういう中で、電力製品の改良が進んだり、省エネ化が進めば、多少、不便はあるかも知れないけれども、停電の脅しみたいのが本当にどうなのかというのがちゃんと議論すれば、数字で裏づけられていると私は思います。ぜひ、今後、そういうことも議論した上で、地域で対立するのではなくて、今、基本的な関係は、国のでたらめと、地方の安全との対立だと思っているんです。

そういう中で、お互いに発言することには責任がありますから、それは数字といいましょうか、一定の根拠を持って、どうなんだという議論を、これは内部的な話ですが、すべきだということを言います。

ただ、保安院、答弁は不要ですが、ともかく保安院というのは、一体、何の役所だったんだと。防災計画はあのときに見直せば、福島はかなり被害が軽減されただろうという思いがするが故に、こんな役所はさっさと店じまいしてくれということを言いたいと思いますし。そういう声をぜひ関係者の良心に伝えてもらいたいと思います。

意見としては以上。

◎新野議長

石坂さん。

◎石坂委員

石坂です。推進の立場から、また4大臣の判断基準ということでもありますけれども。さっき、高橋武さんのほうからもありましたけれども、やっぱりこの出し方とか、あとそれから時間がかかることを先送りしていると。免震重要棟とか、そういうような部分というような拙速な部分というのは、本当にあると思いますけれども。とにかく、やっぱり今まで、去年の政府の事故の検証の中間報告が出てから、いろんなそういった検証が出てきていますけれども。非常に、ここしばらくずっと膠着状態にあったという、そういったもやもや感みたいな、相当あったんですけれども。そこに、やはり一つの基準を出してもらって、何か一つこれでまた先にすんなりと進むかどうかかわからないけれども。とりあえず、何らかの形で前進にはなるのかなというような思いが一つあります。

そういった中で、やはり、もともと国も地元の了解が大事だと言っている中で、新潟県の対応というものが出てくるわけだと思っています。そういった中で、県知事もこの判断基準に関しては、再稼働ありきというところから出てきているということで、非常に評価をしないという旨の発言をされておりますけれども。

であれば、今、県の新たな福島事故の検証を命じたというようなことが、先ほど新潟県さんのほうからの説明がありましたけれども。そういったことを受けた上で、県として独自の国のそういった基準を認めないのであれば、県としてはどういうふうな基準を出すのか。そういうふうなところをいつごろ出せるのかと含めて、我々のすぐ近くにある新潟県として、示していただきたいということを一つ申し上げたいというふうに思います。

◎新野議長

ありがとうございます。

いろんな情報は出てくるんですが、どの数字やどの考え方がベースになるのかというのは、なかなかまだ地元住民にとっては、それぞれの背景が少しまだわからないですよ。だから、武本さんがおっしゃるのは、そういう意味なんだろうと思うので。それが国民や住民の根底に理解されるような説明の仕方とか、基準のつくり方というのがこれから多分、必要になってくるんだと思うので。

一生懸命、議論しようと思っても、ベースになるものの考え方がまちまちですと噛み合いませんね。何度もそういうような体験をしています。そのあたりも、これからはきちんと国民の前に示していただくような方向性が、当然つくられていくんだろうと期待しながらも、そういうことをきちんと見守っていく必要があるのかなというふうに感じはします。

あとは、よろしいですか。

#### ◎徳永委員

徳永でございます。当然、高度な質問はできませんが、思うことと、できればお聞きしたいことです。

素朴な質問なんですけど、ストレステスト、これは菅首相に聞かなければわからないかもわかりませんが。どうして欧州のストレステストを使うんでしょうかね。たしか、福島第一は米国製でしょう。アメリカにそういう基準はないんでしょうかね。そんなことはないと思うんです。それは素朴な思いです。

3月で時間オーバーで質問できなかつたんで、皆さん、手元に資料はないんですけれど。東電さん、この3月7日の説明された方、今日いらっしゃっています。難しいことではないです。ストレステストなんですけれど、私の認識では一次評価は定期点検中の原発、二次評価までは稼働中の原発というふうに理解をしていました。

だから、一次評価でこういう動きになっているのかなと思ったら、1-1、2枚目かな。下のほうに、二次評価と書いてあります。括弧の中に実施時あります。つまり、東電さん、現時点で二次評価をやっていると私は文面から受け取るんですが、それは本当でしょうかという、素朴な質問一つ。

それと、2-6、11ページになりますかね。あの絵でおわかりのとおり、一次評価というのは設計基準上の許容値をクリアしたからオーケーというふうに私は見ました。問題の二次評価のほうなんですけど、あれを見ると規格上の材料の強さ、これをクリアすると二次評価オーケーだろうと思います。ストレステストの最初の説明のころ、保安院さんと話し合ったときには、一次評価はほぼ現状ですから、いいよ、悪いよという判断の基準があるだろう。

でも、二次評価に対して、それをいいか、悪いかの基準はあるのと言葉が詰まった覚えが私はあります。そこら辺が今現状ではどうなのかなと。

例えば、設計基準上の許容値が100で規格上の材料の強さが200だと、200を超えているからオーケーだよと、そういうような判断が、当時は無理なのかなと思っていましたので、もしおわかりでしたらお聞かせください。できれば東電さん、2点。

#### ◎村野技術総括部長（東京電力）

お答えします。一つ目の二次評価実施中ということで、ご質問でございましたが、柏

崎の1号機と7号機、一次評価報告書を提出したということで、引き続いて同じ号機の二次評価のほうに着手したということをごさいますして、評価を進めているという状況でございます。ですから、お答えとしては、やっておりますということなのです。

それから、二つ目の2-6のご質問でございます。これは、グラフのほうを見ていただくと、横軸は変形と書いてあります。縦軸が、引っ張り力というふうに書いてございまして。要は、棒材を引っ張っていくと、だんだん変形していくという、その関係図を示しています。

一次評価というところでは、青い線のところですね。ですから、グラフで言いますと、変形がごく少ないところのところまでで、判定をするというんですか。例えば、地震が起こってある変形を起こしたら、ここまでの範囲の中であればオーケーというふうに判定をするというふうにしてございます。

二次の場合は、もう少しピンクのラインですね、ピンクのラインまで力が加わって変形があっても、ものとしては壊れないので、そこまでの体力を持っているということ。どちらかという、あれを超えたら青のライン、ピンクのラインを超えたらいいということではなくて、青のラインまで使っていていいとしたのが一次評価で、ピンクの付近のラインまで使って評価をするというのが二次評価ですと、そういうことを示しているものでございます。

以上です。

◎徳永委員

そうすると、当時、保安院さんと話し合ったときに、二次評価の評価する相手方の基準がないのかなというイメージだったんですけど、そうではなく、数値的に判断できるんですね。

◎村野技術総括部長（東京電力）

例えば、規格基準に示されているのは、青いラインで数字が明確に出ていますので、その数字に対してどうかという判定ができるようになっています。

ピンクのラインというのは、規格基準の中でも数字は出ているんですけども。やはり、これを使っていかどうということについては、例えば、国の意見聴取会とか、そういったところのご審議を経ながら確認いただくということになります。

ただし、データは十分ございますので、我々としてはものが壊れないということを説明していけるというふうを考えています。

◎徳永委員

21時だからいいです。

◎新野議長

今、進めている二次評価、東電さんがやられているのは、国がすべての方針を出してやられているというシステムではなくて、東電さんが自主的にこういうことが必要だろうということで積み上げて、いろんなデータとか、評価基準とかというのを今、きちんと作り上げているというところによろしいんですね。

◎村野技術総括部長（東京電力）

さようでございます。二次評価のほうは、やはりものの体力を、どこまであるかというのを評価していくという世界でございますので、データを持って示していくといく世

界になります。

◎新野議長

全国に散らばっています発電所や電力企業の方々が、それぞれの企業単位でこういう別々の基準でそれぞれ努力されて、二次評価を整えて、それを保安院さんが評価するというところでよろしいわけですね。保安院さんも専門家をたくさん招集して、いろんな審議会のようなのをつくられて、そこでも精査をするということの流れになるんだろうというふうに思うんですが、よろしいですか。

そういう段階で、東電さんの第一歩が始まっているというところなんだそうです。

まだ発言されてない方がいらっしゃるんですが、池田さん、一言ありますか、せっかくなので。

◎池田委員

今、自分なりに思っていることを簡単にちょっと話しして、二、三質問したいと思います。

今、一次評価というところで、ストレステスト、ハード的な面が主な要素になっていると。評価の対象になっているというようなことなんですけれども。私、やはりそれはそれとして、それも大事なことなんですけれども、いわゆる人の対応とでも言うべきソフト面、いわゆる組織や仕組み、判断基準等々、この辺の動きがあまりよく見えてきていないというふうに常々思っています。

例えば、何でとか、どうしてとか、なぜとかいうような疑問符がつくような場面が多々あるように思われます。できることなら、納得のいく説明ができるのであれば、そういったようなものをハードとソフトの両面で、丁寧に説明していってもらえればなどというふうに思っています。

あと、質問なんですけれども。私も二次評価のことでちょっと質問しようと思ったんですけど、今の説明で大方わかりましたんで。あと、柏崎刈羽の1、7号機が一次評価で先行していますが、5号機、6号機に関しては、今どのような状況なのか。

また、中越沖地震後、停止している2、3、4号機、これについては、一次評価の対象になるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

◎村野技術総括部長（東京電力）

お答えします。5号機、6号機につきましては、今、一次評価を着手いたしまして、評価を始めたところでございます。

それから、2号機、3号機、4号機につきましても、定期検査中ということでございますので、今後、評価をしてまいりたいと思いますが、まだそちらのほうは着手していないという状況です。

◎新野議長

ありがとうございます。

◎池田委員

一次評価の定義というのは、一次評価が終わったら、すぐに運転再開ができるというような文言があったように思うんですけど、その辺に関しては2、3、4はどうなんだろうかな。ちょっとお聞きしたいんですけど。

◎村野技術総括部長（東京電力）

我々としては、今、起動とか、そういったことではなくて、やはり2号機、3号機、4号機も安全対策ということのをこれからやっていきますので、そういったことを踏まえて、評価のほうを進めていくということで、それに傾注していくということだと思っております。

◎新野議長

所長、お願いします。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。2、3、4号機につきましては、大震災の状況で、中越沖地震以降の設備の健全性評価、それから、さらに耐震強化工事をやっています。その辺の耐震安全性評価、この審議が完全にストップしている状況でございます。こちらが進みませんと、幾ら一次テストをやったとしても、両方そろわないということになりますので。

そういった意味では、今、村野が言いましたように、一次テストというよりも、耐震強化を今しっかりやっていく。それから、津波対策をやっていると、そういった状況でございます。

◎新野議長

田中さん、ありますか。

あとは、佐藤さんに竹内さん。

◎佐藤（直）委員

佐藤です。私も勉強しないんで、あまり詳しいことはわからないし、皆さんが言ったことの部分、部分的に同じような意見なんです。私の考えとしましては、今までに、こういう事故があつて、今まで、例えば泊と東京電力、1基ずつ動いていたと、点検まで動いていたと、動かすというこれ自体がおかしいんじゃないかなと、今の皆さんの意見からすると、それ自体がおかしいと、こう思います。

また、もう1点は、先ほど、武本さんが言われたように、どこまでが地域になるのか。今現在では、当初は柏崎刈羽がこの辺が地域という考え方だと思っておりましたが、先ほども湯沢で、もう議会で決めたというような範囲が広がると、これ、大変な問題になるんじゃないかなと。そうすると、この柏崎刈羽の地域の会自体がほかのレベルと全然、勉強の差が違ふんで、とんでもないことになるんじゃないかなと、こう思っております。

柏崎刈羽が、逆に国がオーケーして、新潟県がオーケーしても、地域の柏崎刈羽がだめだよと言ったらだめですよ。私はそういう考え方でございますので。

上から順序よく来るのではなくて、まずは下のほうから、柏崎刈羽をまとめてから持っていけないと、県知事がオーケー出しても柏崎刈羽がだめだよと言ったらだめですよ、私は思っております。

以上です。

◎新野議長

竹内さん、お願いします。

◎竹内委員

竹内です。

事故後の情報ですとか、この会に出ささせていただいて、いろいろな情報を聞いていますと、すべての情報の出し方といいますか、そういうのが国民、我々の不信だとか、無関心を招いていると思われる中で。ストレステストの結果が、各自治体の反対だとか、再稼働を容認しないだとか、そういったような状況につながっているんじゃないだろうか。そう思っていた中で、4大臣のこういった方針を示す、わかりやすい、非常にわかりやすいこういったものが、判断基準が示されたことは、非常にいいことなんじゃないかなと思います。

その中で、先ほど、佐藤さんかな、がおっしゃられた、安全の問題がちょっと別個で扱われているということに関しては、少し我々、地域に住んでいるものとしては、やっぱり別ではなくて、同等に扱っていただいて、安全を確保した上で、再稼働を速やかにしていただければと思います。

このお話の中で、今、議論の中で、ちょっと経済とは切り離してという話があったんですが。経済的な観点からになりますけども、私は電気設備業界におりまして、去年の夏の電力需給逼迫のときの事業者の努力といいますか、苦労は、本当にこれは相当な努力をして、国民全体で去年の夏は、何とか乗り切ったんじゃないかなかなと思っています。

その努力をまた今年も強いるのかと、いろいろ数値に関しては異論もあるようでしたが、またそういった中で、需給の査定というのは必ず必要になってくるものだと思います。

それに加えて、本当に事業者がどれだけの苦労をしているか。また、我々、若い世代の今度は雇用問題ですとか、そういうところまで言及していかなければならない中で、本当に安全で、日本がつぶれるか、経済で日本がつぶれるかぐらいの、また大きな問題だと思いますので、ひとつ議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎新野議長

三宮さん。

◎三宮委員

三宮です。

先ほど、会長が言ったように、いろんな学者さんや、いろんな評論家さんたちがいろんな数値やいろんな判断基準やらを持っていて、それぞれがその数値を使って意見を出していると。何かわからないことになっているんですけれども。それはなぜかという、国の出す数字に信頼性がないからじゃないかなと思います。

今、電力のエネルギーの需給の問題等ありまして、原子力発電所で国民の生命と財産というふうに言っておりますけれども。私は、エネルギーの需給も国民の生命と財産というのは、非常に逼迫しているというか、担っているものだというふうに思っております。

それを守るためには、やはり直近のエネルギー需給、それから中期のエネルギー、長期のエネルギー計画等をきちんと信頼のできる数字で出していただくというのが、一番スムーズなエネルギー政策につながっていくのではないかなと思っております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

滝沢さん、最後をお願いします。

◎滝沢委員

滝沢でございます。

最後ということでございますが。先ほど来、同じような意見なんですけども、再稼働の問題です。4大臣で、ある程度の基準を決めたということでございますけども、やはり夏には絶対、これは電力不足に陥るのではないかという気はいたします。

強いて言えば、それに向けてのステップじゃないかという見方もありますけども。やはり、4大臣、国で決めるということではなくて、県・市、いろんな自治体の立場を尊重した中で、意見を反映してから決めるという部分に徹していただきたいなど、こんなふうに思っていますし。国が先頭を切るのも非常にいいことなんですけども、地方は地方のやはり、いろんな思いがあるわけでございますので、そういう意見をしっかりと集約した中で、方向づけをしていただきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

◎新野議長

今日は、多少、無理をして全員からまた発言をいただくことができ、とてもいい意見がたくさんあったかと思えます。ありがとうございます。

では、ちょっとタイミングを逸して、トイレタイムをとりはぐっていますので、我慢されている方は、順次お立ちいただいて結構なんですけど、今さらとれませんので、先へ進みます。

(3)は、先ほど申し上げたとおり、残念ながら飛ばさせていただきました、また再度、今月の運営委員会でもまた協議させていただきます。

(4)に移らせていただきます。まずは年間計画のことですが、いつもですと、冬場1月ごろに委員さんのほうにアンケート調査をさせていただいたりして、新年度計画を立ててきた経緯が何回かあるんですが、今年はとても、このやらねばならない協議が見えていましたことと、規制庁ができるというような新来があったので、その辺の議論もたくさん入ってくるんだろうということで、アンケートをあえてとりませんでした。

残念ながら、先送りにされた規制庁のことがあるんですが、議論の内容とすると、何も減っていませんので、新たに要望をお伺いして組むことが難しいだろうということで、現実のこういう、その場その場の大切な議論は、欠かさずさせていただくということで。多分、それが毎月のことで、それでももう時間が足りないことなんだろうと思うんですが、少しは勉強会や情報収集のようなことをさせていただきたいことと。やはり、一般委員さんと忌憚のない意見交換も一、二度入れるべきだろうと考えますし、そのほかの方たちとも、多分、議論していく必要がまだ先にはあるんだと思うんです。

去年は、残念ながら福島のことと先送りさせていただきました研修を再開するはずが、また1年延びております。運営委員会の中で、また先送りもできるけれど、なかなか規制庁の話が進まなかったり、評価ですよ。これまでの自己評価のようなことが全く出てきませんので、夏場以後、そういうものが集中して重なってくるんだろうということなので。じゃあ、その間、何をするかというようなこと、そこに勉強会と、あともう一つ、でき得れば、視察をというような運営委員の意見がありました。

議事録をご覧いただければ、ご理解いただいていると思うんですが。その中で、



以前は一泊で、十分に本当に朝から晩までよく議論したり、視察をしたりして、本当、この方たちのパワーはと、いつも感心するほどの視察会をしてきたつもりなんです。今年、やはりタイトな、予算もそうですけど、時間がとてもタイトなので、まずは日帰りがどうだろうという提案がされています。

まず、どこへ行くべきかということですが。私どもは中越沖のときには、原子力災害に至らないことで免れたわけですけど、福島の方たちが大きな震災に遭われて、しかも原子力災害をこうむってしまったという現実があって。どこまでできるかは、まだこれから検討なんです。その方角に視察に行くべきではないだろうか。

今まで、関連の議論も重ねてきましたけれど、ここの離れた地でやるばかりではなく、現地で生で状況を確認したり、現地の方と触れることもまた重要なのではないかというような幾つかのご意見がありました。でき得れば一泊をせず日帰りで、かなり強行軍になると思います。朝早く出て、遅くに帰るといような日程になるかとは思いますが、どこか相手先によっては、平日行かざるを得ないんだらうというところまでは検討しました。

あと、事務局さんもいろんな仕事を抱えていらして、防災の関係でますます仕事量が増えているはずですので。そんなふうなのを斟酌すると、一番近くで実現できる時期というのが、7月のぎおん祭りの前あたり、中旬ぐらいが妥当ではないかという、これが最短の計画時期です。これは行くと決めたわけではなくて、ご提案なので。でも7月で行くとなると、事務局さんが夏場またお忙しくなって、それを外すとずっと後手後手になって、大事な協議もたくさんメジロ押しでありますので、できれば7月に行動を起こしておくことのほうが年間の時間の使い方とすると、妥当だろうという提案の中で、今、申し上げます。

7月に行くとなると、今、この協議を進めていいか、この案を進めていいかどうかの了解をいただくほうが、いろんな段取りを進めやすくなって、十分に精査する時間をいただけるので。ここでもし、ご回答をいただけて、その方向で検討せよというような皆さんのご指示があれば、次の運営委員会が18日にもう決まっていますので。そこで早速、そういう方向で行くか、行かないかも含めてですけどね。具体的にどんなことができるのか、何がしたいのか、どうあるべきかというような協議を深掘りさせていただいて、徐々に現実に結びつけていきたいなと思っています。今、これで決めていただければ、そういうような日程で進めますということで、ご理解いただいて、諮らせていただいでよろしいでしょうか。

(はい)

◎新野議長

では、7月の中旬、それがうまくいかなかったら、ちょっと先送りしますけど、最短ではその辺で、今現在では日帰りです。また、皆さんのご意見で一泊したいとなれば、またできるだけ早い、速やかなご意見でしたら修正もできますので、今現在は日帰りを検討していますが、その方向で検討を進めていいと思われる方は挙手いただけますか。

(賛成者挙手)

◎新野議長

では、方向もどこかわかりませんが、震災を受けて、今、大変な苦勞をまだ重ねてい

らっしゃるところに近づいて、少しでも理解をしたいという方向で場所もよろしいでしょうか。では、あとはお任せいただいて、随時、議事録なり、また定例会でのご報告なりさせていただきますので、ご意見がありましたら事務局のほうにお寄せいただければ、できるだけ反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

勉強会も夏ぐらいまでにしか、多分できないかもしれませんが、今日のご意見のようなのを踏まえて、また運営のほうで何が必要なのかということで、時間がとれましたらやりますし。SPEEDIと地理環境ですか、そういうものの勉強会はまだ捨てていませんので、継続してまた協議していきますので、その都度、ご報告させていただきます。

事務局のほうからは、またその他の中で、会則についてのご説明もありますので、須田局長さん、お願いします。

#### ◎事務局

それでは、最後に事務局のほうから1点、連絡をさせていただきます。

地域の会会則第3条、オブザーバー等の一部改正であります。これは経済産業省、原子力安全・保安院が廃止となり、4月1日から環境省の所属に移行することの情報でしたが、現在、新組織移行が確定されていないため、今後、状況に合わせ、会則の一部改正を実施する予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

#### ◎新野議長

そういうご報告ですので、今日も少しオーバーしましたが、遅くまでありがとうございます。傍聴の方もありがとうございます。

今日は、横村所長さん、二度、発言していただいて、とてもわかりやすかったと思いますので、またよろしく願いいたします。

これで閉じさせていただきます。

#### ◎事務局

長時間に渡りありがとうございます。

次回の定例会は、5月9日、水曜日になります。午後6時半からお願いいたします。

運営委員会につきましては、4月18日、水曜日になります。同じく6時半にお集まりいただきたいと思っております。

以上で、第106回定例会を終了いたします。大変ご苦労さまでございました。

#### ◎吉野委員

時間は6時半ですか。

#### ◎新野議長

定例会は、例年ですと夏時間ということで、午後7時から開催するんですが、そうすると、今日もこうですけど、午後10時近くのお帰りを覚悟していただければ、延ばします。どうでしょうか。これも協議ですよ。先回の案内は午後7時でしたか。そうですね。

皆さん、どうですか、午後7時ですと多分、この状況は変わらないので、皆さんの発言をいただくと、午後10時近くのお帰りになります。だけど、どうします。

7時でやってみるか、6時半で少しでも、30分早くお帰りいただくか。

(午後6時半開始の意見多数)

◎新野議長

オブザーバーの方も午後7時で午後10時よりは、よろしいですね。30分早いほうがね。

では午後6時半のご希望のお声のほうが多いようなので、訂正させていただいて、午後6時半ということよろしいでしょうか。

当面は午後6時半で十分な協議をさせていただくということで、覚悟させていただくということですよね。

すみません。よろしく申し上げます。